

AG001-00-24-A

# 建築・建築設備工事一般仕様書

令和6年4月

日本下水道事業団

## 本図書の取扱いについて

本図書は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）が自ら実施するポンプ場・処理場等の設計・施工等に限定して適用するために作成したものです。

本図書を適用する場合、事業団による検討に基づく条件設定を行うことが前提となります。従って、事業団が実施しない業務・工事には適用しないでください。

事業団が実施しない業務・工事での本図書の適用には、事業団は一切の責任を負いません。また、事業団が実施しない業務・工事での本図書のお問い合わせも受付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

# 目 次

## 第1編 総則

### 第1章 一般共通事項

#### 第1節 一般事項

第101条	適用	1
第102条	用語の定義	2
第103条	設計図書の照査等	5
第104条	請負代金内訳書及び工程表の提出	6
第105条	CORINSの登録	6
第106条	監督職員	6
第107条	施設の保全	7
第108条	資格を必要とする作業	7
第109条	工事用電力及び用水	7
第110条	工事対象物の保管責任	7
第111条	工事完成後の処理	7
第112条	工事現場の明示	7
第113条	工事用地等の使用	7
第114条	工事の着手	8
第115条	工事の下請負	8
第116条	施工体制台帳	8
第117条	受注者相互の協力	9
第118条	調査・試験に対する協力	9
第119条	工事の一時中止	10
第120条	設計図書の変更	10
第121条	工期変更	10
第122条	支給材料及び貸与物件	11
第123条	工事完成検査	12
第124条	既済部分検査及び一部完成検査	12
第125条	中間技術検査	13
第126条	特命検査	13
第127条	部分使用	14
第128条	履行報告	14
第129条	工事関係者に対する措置請求	14
第130条	事故報告書	14
第131条	施設管理	14
第132条	官公庁等への手続き等	14
第133条	工事測量	15
第134条	不可抗力による損害	16
第135条	保険の付保・揭示及び事故の補償	16
第136条	火災保険等	17
第137条	臨機の措置	17
第138条	他の仕様書を適用する工事	17
第139条	試運転調整	17

第 140 条	書面の書式等	17
第 141 条	設計図書等の取扱い	18
第 142 条	疑義に対する協議等	18
第 143 条	特許権等	18
第 144 条	文化財の保護	18
第 145 条	諸法令の遵守	19
第 2 節 工事関係図		
第 201 条	実施工程表	21
第 202 条	施工計画書	21
第 203 条	施工図等	22
第 204 条	工事の記録等	22
第 205 条	工事関係図書等	22
第 3 節 工事現場管理		
第 301 条	施工管理	23
第 302 条	主任技術者等	23
第 303 条	電気保安技術者	23
第 304 条	工事用電力設備の保安責任者	24
第 305 条	施工条件	24
第 306 条	品質管理	24
第 307 条	施工中の安全確保	24
第 308 条	発生材の処理等	25
第 309 条	交通安全管理	26
第 310 条	災害時の安全確保	26
第 311 条	施工中の環境保全等	26
第 312 条	養生	27
第 313 条	後片付け	27
第 314 条	受発注者間の情報共有	27
第 4 節 材料		
第 401 条	環境への配慮	27
第 402 条	材料の品質等	27
第 403 条	材料の搬入	28
第 404 条	材料の検査等	28
第 405 条	材料の検査に伴う試験	28
第 406 条	材料の保管	28
第 5 節 施工		
第 501 条	施工	29
第 502 条	技能士	29
第 503 条	技能資格者	29
第 504 条	一工程の施工の確認及び報告	29

第 505 条	施工の検査等	29
第 506 条	施工の検査等に伴う試験	29
第 507 条	施工の立会い等	29
第 508 条	工法の提案	30
第 509 条	化学物質の濃度測定	30

## 第 6 節 完成図等

第 601 条	完成時の提出図書	30
第 602 条	保全に関する資料	31

## 第 2 編 建築機械設備工事

### 第 1 章 一般事項（補足）

#### 第 1 節 材料

第 801 条	機器及び材料の品質等	32
第 802 条	材料の検査に伴う試験	33

#### 第 2 節 完成図等

第 803 条	工事完成図	33
---------	-------	----

### 第 2 章 空気調和設備・換気設備

#### 第 1 節 送風機

第 804 条	耐食性送風機	34
---------	--------	----

#### 第 2 節 ダクト及びダクト付属品

第 805 条	ステンレス製ダクト及びステンレス製ダクト付属品	35
第 806 条	ビニル製ダクト及びビニル製ダクト付属品	42

### 第 3 章 分析ガス設備

#### 第 1 節 分析ガス設備

第 807 条	一般事項	51
第 808 条	配管工事	51
第 809 条	機材	52

### 第 4 章 排水設備

#### 第 1 節 安全水槽

第 810 条	安全水槽	53
---------	------	----

### 第3編 建築電気設備工事

#### 第1章 一般事項（補足）

##### 第1節 材料

第901条	機器及び材料の品質等	54
-------	------------	----

##### 第2節 完成図等

第902条	工事完成図	55
-------	-------	----

#### 第2章 電力・通信設備 機材

##### 第1節 配線器具

第903条	スイッチ	56
第904条	コンセント	56

##### 第2節 電線保護物類

第905条	金属製プルボックス	57
第906条	合成樹脂製プルボックス	58

##### 第3節 照明器具

第907条	一般事項	58
第908条	屋外灯用ポール	58

##### 第4節 主幹盤

第909条	一般事項	58
第910条	構造一般	58
第911条	キャビネット	59
第912条	導電部	59
第913条	制御回路等	59
第914条	器具類	59
第915条	予備品等	59
第916条	表示	59

#### 第2章 電力・通信設備 施工

##### 第1節 特殊場所工事

第917条	湿気の多い場所	60
第918条	腐食性ガスのある場所	60

##### 第2節 照明器具

第919条	防湿形一般照明の施工	60
第920条	防湿形誘導灯又は非常照明の施工	60

## 別 紙

別紙 1	工事標示板	61
別紙 2	施工体制台帳に係る書類の提出について	63
別紙 3	火災保険等の取扱について	65
別紙 4	建築工事記録写真撮影要領	67
別紙 5	工事完成図書等一覧表	73
別紙 6	主な工事関係書類様式一覧表	78
別紙 7	主な官公署への申請手続き一覧表	81

# 第1編 総則

## 第1章 一般共通事項

### 第1節 一般事項

#### 第101条 適用

1. 建築・建築設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の発注する建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、一般仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく、施工管理体制を遵守しなければならない。
3. 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
4. 特記仕様書、図面又は一般仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面にかかれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
5. 設計図書及び施工計画書等の提出書類には、SI単位を使用するものとする。SI単位と非SI単位が併記されている場合は{ }内を非SI単位とする。
6. 建築物等の新築及び増築に係る工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）を、建築物等の改修に係る工事は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）を、建築物等の解体に係る工事は、「建築物解体工事共通仕様書」（以下「解体共通仕様書」という。）を併せて適用する。ただし、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各々1章各章共通事項は、適用しないものとする。
7. 標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各々2章以降の各章は、一般仕様書の第1章一般共通事項と併せて適用する。
8. 標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書の各々2章以降の各章において、一般事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。
9. 全ての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）から（8）の順とし、これにより難しい場合は、一般仕様書第142条による。



- (1) 質問回答書 ((2) から (8) に対するもの)
- (2) 現場説明書
- (3) 特記仕様書
- (4) 別冊の図面
- (5) 本書
- (6) 標準仕様書
- (7) 改修標準仕様書 (改修に係る工事に限る)
- (8) 解体共通仕様書 (解体に係る工事に限る)

**第 102 条  
用語の定義**

1. 「監督職員」とは、工事現場の状況に精通し、設計図書に基づいて工事が完全に施工されるよう監督し、受注者に対する監督行為（指示、承諾、協議、通知、提出、提示、立会、確認、報告）を行う者をいい、主任監督員、監督員、監督業務員及び監理員を総称していう。
2. 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。
3. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
4. 「仕様書」とは、各工事に共通する一般仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。
5. 「一般仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
6. 「特記仕様書」とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。  
なお、設計図書に基づき監督職員が、受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
7. 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
8. 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
10. 「監督職員の承諾」とは、とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。
11. 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、必要な事項を書面によって示すことをいう。

12. 「監督職員と協議」とは、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
13. 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。  
なお、「品質管理記録」とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。
14. 「監督職員の立会い」とは、監督職員が臨場により、必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うことをいう。
15. 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
16. 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
17. 「提示」とは、監督職員が受注者等に対し、又は受注者等が監督職員に対し工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
18. 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者等に対し、又は受注者等が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
19. 「納品」とは、受注者等が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
20. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
21. 「JS 版工事情報共有システム (JS - INSPIRE)」とは、監督職員及び受注者等の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
22. 「工事写真」とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を建築・建築設備工事記録写真撮影要領に基づき撮影したものをいう。
23. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、提出される書類をいう。
24. 「工事完成図書」とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
25. 「電子成果品」とは、設計図書に規定される工事完成図書のうち、工事記録完成図書電子納品要領に基づいて作成した電子データをいう。
26. 「工事関係書類」とは、契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書をいう。
27. 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場（遠隔臨場を含む。なお、「遠隔臨場」とは、動画撮影用のカメラによって取得した映像及び音声を利

- 用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して段階確認及び材料確認並びに立会いを行うことをいう。) 又は受注者が提出した資料により、監督職員が契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
28. 「基本品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。
  29. 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。
  30. 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。
  31. 「特記」とは、前条の第 9 項の (1) から (4) に指定された事項をいう。
  32. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
  33. 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
  34. 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図、その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
  35. 「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。
  36. 「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。
  37. 「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定に準じ、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
  38. 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。
  39. 「工事検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
  40. 「検査職員」とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
  41. 「特命検査」とは、検査要領に基づき不可視部分について完成検査を補完するため並びに契約書第 34 条の規定による部分使用が行われる工事及び完成検査時に適正な検査の実施が不可能となる工事等について行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
  42. 「中間技術検査」とは、工事等の施工の途中において工事の主要な部分に対し施工状

況、出来形、品質及び性能が適正であることを確認する検査であり、請負代金の支払いを伴うものではない。

43. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は、設計図書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
44. 「工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
45. 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
46. 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。
47. 「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
48. 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
49. 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
50. 「工事区域」とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
51. 「現場」とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
52. 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は委託団体に属する。
53. 「JIS」とは、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく、日本産業規格をいう。
54. 「JAS」とは、日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)に基づく日本農林規格をいう。
55. 「SI」とは、国際単位系をいう。
56. 「委託団体」とは、日本下水道事業団法に基づく協定によって当該建設工事の発生等の委託を行う下水道事業の主体及び施設管理者をいう。

### 第 103 条 設計図書の照 査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、一般仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書等、市販・公開されているものについては受注者が備えなければならない。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。
4. 受注者は、計画通知に係る設計図書の照査を行い、内容に疑義が生じた場合は、監督職員に報告する。

**第 104 条**  
**請負代金内訳書及び工程表の提出**

1. 受注者は、契約書第 3 条に「請負代金内訳書」（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。
2. 監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。
3. 受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

**第 105 条**  
**CORINS の登録**

1. 受注者は、受注時又は変更時における工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時の工事实績情報として「登録のための確認のお願い」「訂正のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は、工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時それぞれ登録するものとする。

2. 登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

また、本工事の完成後において訂正又は消去する場合においても同様にコリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請しなければならない。

**第 106 条**  
**監督職員**

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭

による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

**第 107 条  
施設の保全**

1. 受注者は、既設構造物を汚染し、又はこれらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。

**第 108 条  
資格を必要とする作業**

1. 受注者は、資格を必要とする作業がある場合は、それぞれの資格を有するものに施工させなければならない。

**第 109 条  
工事用電力及び用水**

1. 受注者は、工事用及び検査に必要な電力、用水及びこれに要する仮設材料については、受注者の責任で処理しなければならない。

**第 110 条  
工事対象物の  
保管責任**

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

**第 111 条  
工事完成後の  
処理**

1. 受注者は、工事の全部又は一部の完成に際しては、その責任と費用負担において不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃しなければならない。

**第 112 条  
工事現場の明  
示**

1. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に工事名、期間、事業主体名、発注者名、工事受注者名、住所及び現場代理人氏名を記入した工事標示板（別紙 1）を設置しなければならない。なお、工事完成後は速やかに工事標示板を撤去しなければならない。

**第 113 条  
工事用地等の  
使用**

1. 受注者は、委託団体等から工事用地等の提供あるいは使用承諾を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土

地の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに委託団体等に返還しなければならない。工事の完成前において、委託団体等が返還を要求した場合も速やかに委託団体等に返還しなければならない。
5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。
6. 受注者は、提供を受けた用地を工事仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 第114条 工事の着手

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り契約図書に定める工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

#### 第115条 工事の下請負

1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
  - (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
  - (2) 下請負人が事業団の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。
  - (3) 下請負人は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

#### 第116条 施工体制台帳

1. 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(別紙2)の定めるところにより施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定に準じ、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。
3. 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
4. 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

第 117 条  
受注者相互の  
協力

1. 受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の他受注者と相互に協力し、施工しなければならない。  
また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

第 118 条  
調査・試験に対  
する協力

1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。  
この場合、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力事項を行わなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
  - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
  - (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
  - (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
  - (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
3. 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
4. 受注者は、当該工事が、発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
5. 受注者は、調査基準価格を下回った価格で契約する場合においては、次に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳の写しを監督職員に提出しなければならない。



- (2) 施工体制台帳の写しの提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。
  - (3) 一般仕様書第 202 条に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを監督職員から求められたときは、受注者は、これに応じなければならない。
6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。
- また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

### 第 119 条 工事の一時中 止

1. 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第 27 条「臨機の措置」により、受注者は、適切に対応しなければならない。
  - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合
  - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
  - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができるものとする。
3. 前第 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。  
また、受注者は工事の再開に備えて工事現場を保全しなければならない。

### 第 120 条 設計図書の 変更

1. 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

### 第 121 条 工期変更

1. 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工事工程表（変更）その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工事工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

**第 122 条  
支給材料及び  
貸与物件**

1. 受注者は、発注者等から支給材料及び貸与物件の提供を受けた場合は、契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の清算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料の精算書を、監督職員を通じて、発注者に提出しなければならない。
4. 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に提出しなければならない。
5. 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
6. 受注者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不要となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
7. 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得な

なければならない。

8. 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。
9. 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者等に属するものとする。

## 第 123 条 工事完成検査

1. 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
  - (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
  - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
  - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
  - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
3. 発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して検査日を通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 検査職員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
6. 受注者は、当該工事完成検査に、必要な資機材及び労務等を提供する。
7. 補修の完了が確認された場合には、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
8. 受注者は、施工段階で「工事完成検査時確認書」について監督職員と協議・確認を行い、検査時に監督職員の確認を受け、各課題の対応策について適切に実施されたことを報告する。なお、「工事完成検査時確認書」は、事業団の事後点検等連絡協議会において、総合試運転等で指摘された事項から、施工へフィードバックすべき事項をとりまとめたもので、監督職員より提示する。

## 第 124 条 既済部分検査

1. 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査又は指定部分

**及び一部完成  
検査**

- に係る一部完成検査を受けなければならない。
2. 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
    - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
    - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
  4. 受注者は、検査職員の指示による補修については、前条の第 5 項の規定に従うものとする。
  5. 受注者は、当該既済部分検査及び一部完成検査に、必要な資機材及び労務等を提供する。
  6. 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
  7. 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  8. 受注者は、一部完成検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 8 項の規定を準用する。

**第 125 条  
中間技術検査**

1. 中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。
3. 中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。なお、検査内容については完成検査と同等とする。
  - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
  - (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
5. 受注者は、当該中間技術検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 6 項の規定を準用する。

**第 126 条  
特命検査**

1. 受注者は、必要に応じて特命検査を受けなければならない。
2. 特命検査を行う日は、受注者の意見をきいて、発注者が定める。
3. 受注者は、当該特命検査にあたっては、一般仕様書第 123 条第 6 項の規定を準用する。
4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対

比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

**第 127 条**  
**部分使用**

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、特命検査又は監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

**第 128 条**  
**履行報告**

1. 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

**第 129 条**  
**工事関係者に対する措置請求**

1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2. 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

**第 130 条**  
**事故報告書**

1. 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。また、国土交通省建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに工事事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。

**第 131 条**  
**施設管理**

1. 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 34 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

**第 132 条**  
**官公庁等への手続き等**

1. 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2. 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への

届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。別紙7「主な官公署への申請手続一覧表」を参考とする。

3. 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
4. 受注者は、諸手続きにかかる許可・承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
5. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。  
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
7. 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
8. 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。
9. 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
10. 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

### 第 133 条 工事測量

1. 受注者は、工事契約後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜にこれらを確認し変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
3. 受注者は、用地巾杭、測量標（仮 BM）、工所用多角点及び重要な工事測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地巾杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなけ

ればならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにならなければならない。

4. 受注者は、丁張、その他の工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。
5. 受注者は、工事施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
6. 水準測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事基準面を基準として行うものとする。

### 第 134 条 不可抗力による 損害

1. 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員に報告するものとする。
2. 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 波浪、高潮に起因する場合  
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
  - (2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。
    - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm 以上
    - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20 mm 以上
    - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm 以上
    - ④ その他設計図書で定めた基準
  - (3) 強風に起因する場合、最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合
  - (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合
  - (5) 地震、津波、及び豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第 30 条第 2 項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

### 第 135 条 保険の付保・掲

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保

示及び事故の補償

- 険に加入しなければならない。
2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
  3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、監督職員に提出しなければならない。また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。
  4. 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を行わなければならない。
  5. 受注者は、労災保険に関する項目を、常時工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

第136条  
火災保険等

1. 受注者は、工事目的物及び工事材料を別紙3により火災保険等に付さなければならない。

第137条  
臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、暴雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第138条  
他の仕様書を適用する工事

1. 受注者は、建築工事の中に土木工事、建築設備工事、機械設備工事、電気設備工事が含まれる場合には、土木工事一般仕様書、建築機械設備工事一般仕様書、建築電気設備工事一般仕様書、機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書に準拠して施工しなければならない。

第139条  
試運転調整

1. 受注者は、関連する建築及び建築設備、機械設備、電気設備を含む総合的機能の確認及び調整等（総合点検）を実施し、監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、関連する機械設備及び電気設備の総合試運転に協力しなければならない。

第140条  
書面の書式等

1. 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、「工事請負契約関係様式集」によるほか、監督職員との協議による。



2. 本書、標準仕様書、改修標準仕様書及び解体共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
3. 施行体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に従ってこれを行うとともに、作成したものを監督職員に提出する。

**第 141 条**  
**設計図書等の取扱い**

1. 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を工事現場に備える。
2. 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工の目的以外で第三者に使用又は閲覧させてはならない。また、その内容を漏えいしない。ただし、使用又は閲覧について、これらの工事関係図書が市販されている場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

**第 142 条**  
**疑義に対する協議等**

1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、監督職員と協議する。
2. 1. の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
3. 1. の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、一般仕様書第 204 条第 1 項による。

**第 143 条**  
**特許権等**

1. 受注者は、特許権を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。
3. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成 12 年 3 月改正 法律第 65 号 第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

**第 144 条**  
**文化財の保護**

1. 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときには直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第 145 条  
諸法令の遵守

2. 受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、委託団体が、当該埋蔵物の権利を保有するものである。
1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。
  - (1) 会計法 (昭和 22 年法律第 35 号)
  - (2) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)
  - (3) 下請代金遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
  - (4) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
  - (5) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
  - (6) 作業環境測定法 (昭和 50 年法律第 28 号)
  - (7) じん肺法 (昭和 35 年法律第 30 号)
  - (8) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
  - (9) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号)
  - (10) 健康保険法 (昭和 11 年法律第 70 号)
  - (11) 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号)
  - (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和 51 年法律第 33 号)
  - (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 3 年法律第 94 号)
  - (14) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)
  - (15) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号)
  - (16) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号)
  - (17) 道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 186 号)
  - (18) 砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
  - (19) 地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
  - (20) 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
  - (21) 海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
  - (22) 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号)
  - (23) 湾則法 (昭和 23 年法律第 174 号)
  - (24) 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号)
  - (25) 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号)
  - (26) 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
  - (27) 公有水面埋立法 (大正 10 年法律第 57 号)
  - (28) 軌道法 (大正 10 年法律第 76 号)

- |  |                    |
|--|--------------------|
| (29) 森林法                               | (昭和 26 年法律第 249 号) |
| (30) 環境基本法                             | (平成 5 年法律第 91 号)   |
| (31) 火薬類取締法                            | (昭和 25 年法律第 149 号) |
| (32) 大気汚染防止法                           | (昭和 43 年法律第 97 号)  |
| (33) 騒音規制法                             | (昭和 43 年法律第 98 号)  |
| (34) 水質汚濁防止法                           | (昭和 45 年法律第 138 号) |
| (35) 湖沼水質保全特別措置法                       | (昭和 59 年法律第 61 号)  |
| (36) 振動規制法                             | (昭和 51 年法律第 64 号)  |
| (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                  | (昭和 45 年法律第 137 号) |
| (38) 文化財保護法                            | (昭和 25 年法律第 214 号) |
| (39) 砂利採取法                             | (昭和 43 年法律第 74 号)  |
| (40) 電気事業法                             | (昭和 39 年法律第 170 号) |
| (41) 消防法                               | (昭和 23 年法律第 186 号) |
| (42) 測量法                               | (昭和 24 年法律第 188 号) |
| (43) 建築基準法                             | (昭和 25 年法律第 201 号) |
| (44) 都市公園法                             | (昭和 31 年法律第 79 号)  |
| (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律             | (昭和 12 年法律第 104 号) |
| (46) 土壌汚染対策法                           | (平成 14 年法律第 53 号)  |
| (47) 駐車場法                              | (平成 11 年法律第 160 号) |
| (48) 自然環境保全法                           | (昭和 47 年法律第 85 号)  |
| (49) 自然公園法                             | (昭和 32 年法律第 161 号) |
| (50) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律          | (平成 12 年法律第 127 号) |
| (51) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律           | (平成 12 年法律第 100 号) |
| (52) 河川法施行法                            | (昭和 39 年法律第 168 号) |
| (53) 技術士法                              | (昭和 58 年法律第 25 号)  |
| (54) 計量法                               | (平成 4 年法律第 51 号)   |
| (55) 厚生年金保険法                           | (昭和 29 年法律第 115 号) |
| (56) 資源の有効な利用の促進に関する法律                 | (平成 3 年法律第 48 号)   |
| (57) 最低賃金法                             | (昭和 34 年法律第 137 号) |
| (58) 職業安定法                             | (昭和 22 年法律第 141 号) |
| (59) 所得税法                              | (昭和 40 年法律第 33 号)  |
| (60) 著作権法                              | (昭和 45 年法律第 48 号)  |
| (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (昭和 42 年法律第 131 号) |

- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
  - (63) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
  - (64) 特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律 (平成 18 年法律第 62 号)
  - (65) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)
  - (66) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)
  - (67) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号)
  - (68) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)
  - (69) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号)
2. 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
  3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが、第 1 項の諸法令に照らし不相当である場合または、矛盾している場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。

## 第 2 節 工事関係図書

### 第 201 条 実施工程表

1. 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
2. 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
4. 3. によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
5. 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、工事予定・履行報告書、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
6. 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。

### 第 202 条 施工計画書

1. 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。
2. 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検討する。
3. 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

い。

4. 2. 及び 3. の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。
5. 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

**第 203 条  
施工図等**

1. 施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
2. 施工図等の作成に際し、関連工事等との納まり等について十分検討する。なお、別契約の施工上密接に関連する工事の場合であっても同様とする。
3. 施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

**第 204 条  
工事の記録等**

1. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる書式等は、一般仕様書第 141 条及び特記による。
2. 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
3. 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。
4. 次の (1) から (4) のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。なお、工事写真の撮影対象は、別紙 4 「建築・建築設備工事記録写真撮影要領」による。
  - (1) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
  - (2) 工事の進捗により隠ぺい状態となるなど、後日の目視による検査が不可能又ははないう様ではない部分の施工を行う場合
  - (3) 一工程の施工を完了した場合
  - (4) 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合

5. (1) から (4) の記録等について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。

**第 205 条  
工事関係図書等**

1. 受注者に提出を求める工事関係図書及び工事完成図書等を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る。工事関係図書等の作成については、工事着手前に「発注者に提出、提示する書類の種類」に関して、省略可能な書類に係る協議をするものとする。
2. 特に別紙 6 「主な工事書類一覧表」に示す書類等については、省略・集約の可能性を十分検討のうえ、監督職員と協議する。

3. 協議の内容を変更する場合は、監督職員と協議する。

### 第3節 工事現場管理

#### 第301条 施工管理

1. 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
2. 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

#### 第302条 主任技術者等

1. 本工事現場における建築一式工事の主任技術者は、次のいずれかの者が該当し、その資格を証明する資料を監督職員に提出する。
  - (1) 建設業法による技術検定のうち、1級の建築施工管理の検定種目に合格した者
  - (2) 建築士法による一級建築の免許を受けた者
  - (3) 建設業法による技術検定のうち、2級の建築施工管理の検定種目（種別を「建築」とする。）に合格した者
  - (4) 建築士法による二級建築の免許を受けた者
2. 本工事現場における建築設備工事、建築設備工事の主任技術者等は、次のいずれかの者が該当し、その資格又は能力を証明する資料を監督職員に提出する。
  - (1) 設計図書に定められた者
  - (2) (1)と同等以上の能力のある者
2. 本工事現場における建築機械設備工事及び建築電気設備工事の主任技術者等は、次のいずれかに該当するものとし、その資格又は能力を証明する資料を監督職員に提出する。
  - (1) 設計図書に定められた者
  - (2) (1)と同等以上の能力のあるもの

#### 第303条 電気保安技術者

1. 受注者は、当該工事における電気工作物の工事を行うに当り、必要な資格を有する者を、電気保安技術者として選任するものとする。
2. 電気保安技術者は次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
  - (1) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
  - (2) (1)以外の電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者、又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
3. 受注者が選任した電気保安技術者は、関係法令に従い電気工作物の保安業務を行う。

<p>第 304 条 工事用電力設備の保安責任者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。</li> <li>2. 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。</li> </ol>
<p>第 305 条 施工条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工日及び施工時間 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行なわない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</li> <li>(2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</li> <li>(3) 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</li> </ol> </li> <li>2. (1) 以外の施工条件は、特記による。</li> </ol>
<p>第 306 条 品質管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般仕様書第 202 条第 2 項による品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。</li> <li>2. 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。</li> <li>3. 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。</li> </ol>
<p>第 307 条 施工中の安全確保</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年 9 月 2 日付け 国土交通省告示 496 号）に従うとともに、建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。</li> <li>2. 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。</li> <li>3. 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。</li> <li>4. 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来たさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。</li> <li>5. 火気の使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。</li> <li>6. 工事の施工に当たり近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、</li> </ol>

直ちに監督職員に報告する。

- (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
  - (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、速やかに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。
7. 受注者は、稼働中の施設内工事である場合は、安全確保・事故防止対策を講じるとともに、以下のことを実施しなければならない。
- (1) 酸欠等の恐れのある既設人孔、その他の地下構造物等に出入りする場合、有毒ガス、酸素欠乏空気等の有無を事前に調査し、退避計画書の作成を行うこと。
  - (2) 焼却炉、炭化炉、または薬品やガス使用施設等に隣接する場合、当該施設を事前に調査し、関連事故に備えた退避計画書の作成を行うこと。
8. 受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。浸水等の水害発生が予想される工事現場では、急激な増水・気象変化に対し迅速に対応できる事故防止対策・退避計画の作成を行うこと。
9. 災害発生時もしくは災害発生の恐れがある場合において、受注者は、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに直ちに監督職員及び関係機関に通知しなければならない。
10. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施や複数日の継続した作業がない作業員の場合は、新規入場教育に変える事が出来る。
- (1) 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
  - (2) 当該工事内容等の周知徹底
  - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
  - (4) 当該工事における災害対策訓練
  - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
  - (6) その他安全・訓練等として必要な事項

## 第 308 条

### 発生材の処理等

1. 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用努める。  
なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。



2. 発生材の処理は、次による。
  - (1) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。  
 なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成して監督職員へ提出する。
  - (2) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。
  - (3) 発生材のうち、現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。  
 なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成して監督職員に提出する。
  - (4) (1)から(3)まで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。

**第 309 条**  
交通安全管理

1. 工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の進行に関する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。

**第 310 条**  
災害時の安全確保

1. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害の防止に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

**第 311 条**  
施工中の環境保全等

1. 建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源有効利用促進法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
2. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））による安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により、取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
3. 工事期間中は、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

第 312 条 養生	1. 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。
第 313 条 後片付け	1. 工事の完成に当たり、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
第 314 条 受発注者間の 情報共有	1. 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記の定めによるものとする。

## 第 4 節 材 料

第 401 条 環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。</li> <li>2. 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。</li> </ol>
第 402 条 材料の品質等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。  <p>なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間以内であることを条件とするものではない。</p> </li> <li>2. 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書に定める JIS 又は JAS の材料で、JIS 又は JAS のマークの表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</li> <li>3. 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁 平成 18 年 2 月 15 日）に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。</li> <li>4. 工事現場のコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製品の合法性、持続可能</li> </ol>

性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の板面表示等により合法性を確認し、監督職員に報告する。

5. 調査を要する材料については、調査表等を監督職員に提出する。
6. 設計図書に定められた材料の見本を提出又は提示し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
7. 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、一般仕様書第 142 条による。

**第 403 条**  
材料の搬入

1. 工事現場へ材料を搬入するごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

**第 404 条**  
材料の検査等

1. 工事現場に搬入した材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
2. 1. による検査の結果、合格した材料と同じ種別の材料は、以後、原則として、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。
3. 1. による検査の結果、不合格となった材料は、直ちに工事現場外に搬出する。
4. 設計図書に定める JIS 又は JAS のマークの表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

**第 405 条**  
材料の検査に伴う試験

1. 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、定めがない場合は、監督職員の承諾を受けた試験方法による。
2. 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
3. 試験は、監督職員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
4. 試験の結果は、監督職員に報告する。

**第 406 条**  
材料の保管

1. 搬入した材料は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。なお、搬入した材料のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、誤って使用しないように適切な措置を講じ、工事現場外に搬出する。

## 第5節 施 工

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 第501条<br>施工                    | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき行う。</li><li>2. 関連する設備工事等でコンクリート打込み等により、隠ぺい状態となる場合は、当該関連工事等の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行なわない。ただし、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。</li></ol>  |
| 第502条<br>技能士                   | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 技能士は次により、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 技能士は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいう。</li><li>(2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。</li><li>(3) 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。</li></ol></li></ol> |
| 第503条<br>技能資格者                 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 技能資格者は、工事に相応した能力を有する者とする。</li><li>2. 技能資格者は、資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。</li></ol>  |
| 第504条<br>一工程の施工<br>の確認及び報<br>告 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。<br/>なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。</li></ol>  |
| 第505条<br>施工の検査等                | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 設計図書に定められた場合、一般仕様書第504条により報告した場合又は、監督職員の検査を受ける。</li><li>2. 1.による検査の結果、合格した工程と同じ材料及び工法により施工した部分は、以後、抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。</li><li>3. 見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。</li><li>4. 検査に用いる基準巻尺は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級とする。</li></ol>                  |
| 第506条<br>施工の検査等<br>に伴う試験       | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 施工の検査等に伴う試験は、一般仕様書第405条に準じて行う。</li></ol>   |
| 第507条<br>施工の立会い                | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うもの</li></ol>   |

等

とし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。

2. 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

**第 508 条**  
**工法の提案**

1. 設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

(1) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案

(2) 環境の保全に有効な工法等の提案

(3) 生産性向上に有効な工法等の提案

**第 509 条**  
**化学物質の濃度測定**

1. 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。
2. 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は、特記による。
3. 測定方法及び測定結果は、監督職員に提出する。

**第 6 節 完 成 図 等**

**第 601 条**  
**完成時の提出図書**

1. 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
  - (1) 工事打合せ簿（出来形管理資料、品質管理資料を含む）
  - (2) 施工計画書
  - (3) 工事完成図
  - (4) 工事記録写真
  - (5) 保全に関する資料
  - (6) その他（別紙 5 に示す書類）
2. 受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法で表し、材料規格等はすべて実際に使用したものとする。工事完成図を新規に作成する図面は、表題欄の受託業者欄に受注者名を記載し、変更を行った図面は、表題欄の受託業者欄に受注者名を設計事務所と併記して記載する。
3. 受注者は、「工事完成図書電子納品要領」（日本下水道事業団）に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。なお、電子データの作成にあたっては、監督職員と協議の上、電子化の範囲等を決定しなければならない。
4. 受注者は、「電子納品チェックシステム（工事用）」（日本下水道事業団）によるチェ

ックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

第 602 条  
保全に関する  
資料

1. 保全に関する資料は次により提出部数は特記による。特記がなければ一般仕様書別紙 5 による。

- (1) 建築物等の利用に関する説明書
- (2) 機器取扱い説明書
- (3) 機器性能試験成績書
- (4) 官公署届出書類
- (5) 主要な材料・機器一覧表等
- (6) 総合調整測定表（建築機械設備工事）

(1)の資料の作成に当たっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は、監督職員に内容の説明を行う。

## 第2編 建築機械設備工事

### 第1章 一般事項（補足）

#### 第1節 材 料

- 第801条 機器及び材料の品質等
1. 本条以外の事項は、一般仕様書第402条による。
  2. 表8.1.1による機材は事務所監督職員の確認を受け、設計センター監督職員の承諾を受ける。

表 8.1.1 設計センター監督職員による承諾機材

工事項目	機 材 名	種 類 及 び 形 式 等
給排水衛生設備	ポ ン プ	揚水用ポンプ、小型給水ポンプユニット、給湯用循環ポンプ、汚水・雑排水・汚物用水中モータポンプ、消火ポンプユニット等
	給湯ボイラー及び湯沸器	給湯ボイラー、給湯用簡易ボイラー、温水発生機、ガス湯沸器、電気温水器等
	タ ン ク	鋼板製タンク、ステンレス鋼板製タンク、FRP製タンク、貯湯タンク、給湯用補給水タンク、給湯用膨張タンク等
	消 火 機 器	屋内消火栓、連結送水管、屋外消火栓、泡消火装置、粉末消火装置、連結散水装置等
空気調和設備	ボ イ ラ ー	鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、鋳鉄製ボイラー、温風暖房機等
	冷 凍 機	チリングユニット、空気熱源ヒートポンプユニット、直だき吸収冷温水機、小型吸収冷温水機ユニット等
	冷 却 塔	FRP製冷却塔等
	空 気 調 和 機	パッケージ形空気調和機、ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット等
	空 気 清 浄 装 置	パネル形エアフィルター、折込み形エアフィルター、自動巻取形エアフィルター等
	ポ ン プ	空調用ポンプ、オイルポンプ等
	全 熱 交 換 器	回転形・静止形全熱交換器、全熱交換ユニット等
	送 風 機 類	遠心送風機、軸流送風機、斜流送風機、排煙機、耐食性送風機、ダクトサイレンサ等、騒音対策に係るもの（計算書等）
	タ ン ク 及 び ヘ ッ ダ ー	熱交換器、膨張タンク、ヘッダー、オイルタンク、オイルサービスタンク等
	水 質 試 験 機 器	ドラフトチャンバー、排ガス洗浄装置等
自動制御設備	自動制御機器	自動制御機器、制御盤等
分析ガス設備	分析ガス用機器	供給集合装置、取出し弁装置、圧縮空気供給装置等
昇降機設備	昇 降 機 設 備	エレベーター設備、小荷物専用昇降機設備等

注) 圧力扇、換気扇類、衛生器具等は事務所監督職員の承諾とする。

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| <p>第 802 条<br/>材料の検査<br/>に伴う試験</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本条以外の事項は、一般仕様書第 404 条による。</li> <li>2. 検査及び試験を行うべき機材等は「標準仕様書」による。ただし、ドラフトチャンバー、排ガス洗浄装置は表. 8. 1. 2 による。</li> </ol> |
|------------------------------------|--|

表 8. 1. 2

機材	試験項目
ドラフトチャンバー	風 量
排ガス洗浄装置	送風機、ポンプの性能試験、洗浄能力、槽の満水、洗浄塔の散水

## 第 2 節 完 成 図 等

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| <p>第 803 条<br/>工事完成図</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本条以外の事項は、一般仕様書第 601 条による。</li> <li>2. 工事完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表 8. 1. 3 による。</li> </ol> |
|--------------------------|--|

表 8. 1. 3 完成図の種類及び記入方法

種 類	記 入 内 容
配置図及び案内図	敷地及び屋外給水・排水平面図
各 階 平 面 図	ダクト、配管、撤去・新設図 など
主 要 機 械 室 詳 細 図	平面図、断面図
便 所 詳 細 図	平面図
各 種 系 統 図	ダクト、配管、衛生設備 など
主 要 機 器 一 覧 表	品名、製造者名、形状、容量又は出力、数量等
ボイラー、冷凍機、昇降機 等の主要機器図	監督職員の承諾を受けた製作図をもって機器図としてもよい。



## 第2章 空気調和設備・換気設備

### 第1節 送風機

#### 第804条 耐食性送風機

1. 下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編 1.11.1「遠心送風機」及び2.1.19「送風機」の当該事項による。なお、腐食性ガスとの接触部は部位に適合した耐食処理を施すこと。
  - (1) 構造  
          バランスングマシンにより調整されたもので、動的及び静的バランスが良く、運転時に騒音及び振動が少なく、かつ、所定の性能を有する構造とする。
  - (2) ケーシング  
          硬質塩化ビニル板、ガラス繊維強化プラスチック又は鋼板製（腐食性ガスとの接触部に硬質塩化ビニル板をライニングしたもの又はガラス繊維強化プラスチックを積層加工したもの）とし、必要に応じ、背板に鋼板等の保護カバーを取付けたものとする。
  - (3) 羽根  
          ガラス繊維強化プラスチック又は硬質塩化ビニルにガラス繊維強化プラスチックを積層加工し、成形したものとする。
  - (4) 主軸  
          JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）による S30C 以上、又は特殊鋼製とし、ケーシング内の腐食性ガスとの接触部には、硬質塩化ビニル又はガラス繊維強化プラスチックにて、被覆を施したものとする。
  - (5) 支持又は補強材  
          JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による形鋼とする。
  - (6) 塗装  
          支持金物等及び見え掛り部は、製造者の標準仕様とする。  
          但し設置場所等を考慮し、特記によりエポキシ樹脂（1液形）又はエポキシ樹脂（2液形）の塗装とする。

## 第2節 ダクト及びダクト付属品

### 第805条

#### ステンレス製ダクト及びステンレス製ダクト付属品

#### 1. ステンレス製ダクトの区分

ダクトは使用目的や設置環境により次の SUS・A ダクト及び SUS・B ダクトの2種類とし、ダクトを表8.2.1により区分する。

##### (1) SUS・A ダクト

鋼板、フランジ、吊り金物等がすべてステンレス製(SUS 304)のものとし本仕様による。

##### (2) SUS・B ダクト

鋼板及びリベット以外の接合フランジ、補強、支持金物及び吊り金物の材質のみを亜鉛鉄板製ダクトの仕様によるものとし、他の仕様は本仕様による。

#### 2. ダクト用材料

##### (1) ステンレス鋼板

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯)によるステンレス製 (SUS 304) とする。表面仕上げは No2B 又は No2D とする。

##### (2) 鋼材

接合用フランジ及び補強に用いる鋼材は、形鋼 (山形鋼) とし、JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス鋼、等辺山形鋼) 及び JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) によるステンレス製 (SUS 304) とする。

##### (3) リベット

JIS B 1213 (冷間成形リベット) に準じるステンレス製 (SUS 304) リベットとする。

##### (4) ボルト及びナット

JIS B 1180 (六角ボルト) に及び JIS B 1181 (六角ナット) に準じるステンレス製 (SUS 304) とする。

##### (5) ダクト用テープ

JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金はく) に準じるアルミニウム箔の片面に樹脂系粘着剤を塗布したテープ状のものとする。

##### (6) シール材

シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたものとし、ダクトの材質に悪影響を与えないものとする。

##### (7) フランジ用ガスケット

発泡軟質塩化ビニル又はクロロプレンゴムで、フランジ用ガスケットとして十分な機能を有するものとする。

##### (8) 雑材料

吊り金物に用いる鋼材は、インサート金物、支持金物は、ステンレス製 (SUS 304) とする。

### 3. 長方形ダクト

#### (1) ダクトの区分

長方形ダクトは、アングルフランジ工法ダクト又はコーナーボルト工法ダクトとし、適用は特記による。

#### (2) コーナーボルト工法ダクト

- ① コーナーボルト工法ダクトは、長辺が 1,500mm 以下のダクトに適用する。
- ② コーナーボルト工法ダクトは、共板フランジ工法とする。
- ③ コーナーボルト工法ダクトは、SUS・A ダクトとする。

#### (3) 継目

- ① ダクトのかどの継目は、2 箇所以上とし、ピッツバーグはぜ若しくはポタンパンチスナップはぜ又は溶接とする。
- ② 流れに直角方向の継目は、流れ方向に内部甲はぜ継ぎ又は溶接とし、同一面において、ピッチ 1,000mm 以上で側面の継目とは、350mm 以上離さなければならない。
- ③ 流れ方向の継目は、標準の板で板取りできないものに限りに、内部甲はぜ継ぎ又は溶接とする。

#### (4) 板厚

低圧ダクト、高圧 1 ダクト及び高圧 2 ダクトの板厚は、表 8.2.6 による。ただし、ダクト両端の寸法が異なる場合は、その最大寸法による板厚を適用する。

表 8.2.6 ダクトの板厚(単位mm)

	低圧ダクト	高圧1ダクト	高圧2ダクト	板厚
ダクトの 長辺	750以下	——		0.5
	750を超え1,500以下	——		0.6
	1,500を超え2,200以下	450以下		0.8
	2,200を超えるもの	450を超え1,200以下		1.0
	——	1,200を超えるもの		1.2

#### (5) 接合材料

##### ① アングルフランジ工法ダクト

- a. 接合材料は、表 8.2.7 による。
- b. フランジの最大間隔は、2,000mm とする。
- c. フランジは、山形鋼を溶接加工したものとし、接触面を平滑に仕上げ、ボルト

穴を開けたものとする。

- d. フランジの取付方法は、リベットに替えてスポット溶接としてもよい。ただし、スポット溶接の間隔は、リベットの間隔による。
- e. フランジ部のダクト端の折り返しは、5mm 以上とする。
- f. ダクト折返し部の四隅にはシーンを施す。

表 8.2.7 アングルフランジ工法ダクトの接合材料(単位 mm)

ダクトの長辺	接合用 フランジ	フランジ取付用 リベット		接合用ボルト		
	山形鋼 最小寸法	最小 呼び径	リベット 最大間隔	最小 呼び径	最大間隔	
					コーナー	中央
750以下	25×25×3	4.5	65	M8	100	100
750を超え、1,500以下	30×30×3	4.5	65	M8	100	100
1,500を超え、2,200以下	40×40×3	4.5	65	M8	100	100
2,200を超えるもの	40×40×5	4.5	65	M8	100	100

② 共板フランジ工法ダクト

- a. 接合材料は、表 8.2.8 による。
- b. フランジの最大間隔は、1,930mm とする。
- c. フランジ押さえ金具及びコーナー金具は、ステンレス製とする。
- d. フランジの板厚は、ダクトの板厚と同じとする。
- e. フランジ押さえ金具の再使用は禁止する。
- f. フランジ押さえ金具の長さは、150mm 以上とする。

表 8.2.8 共板フランジ工法ダクトの接合材料(単位 mm)

ダクトの長辺		共板フランジ最小寸法		コーナー金具 最小板厚	フランジ押さえ 金具最小板厚
		高さ	幅		
750以下	低圧ダクト	30	9.5	1.2	1.0
750を超え、1,500以下	低圧ダクト	30	9.5	1.2	1.0

(6) ダクトの補強

- ① 表 8.2.9 から表 8.2.12 による形鋼補強を行うものとし、補強形鋼の製作及び加工は、接合用フランジに準じる。
- ② 補強形鋼の取付方法は、リベット又はスポット溶接とし、スポット溶接の間隔は、リベットの間隔による。
- ③ 幅又は高さが 450mm を超える保温を施さないダクトは、間隔 300mm 以下のピ

ッチで補強リブ又は横方向に間隔 500mm 以下のピッチで形鋼補強を行う。

表 8.2.9 低圧ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼 最小寸法	最大間隔	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径	リベットの 最大間隔
750以下 (共板フランジ 工法ダクト)	25×25×3	2,000	4.5	100
750を超え1,500以下	30×30×3	1,000	4.5	100
1,500を超え2,200以下	40×40×3	1,000	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	1,000	4.5	100

表 8.2.10 低圧ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼 最小寸法	取付け箇所	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径	リベットの 最大間隔
1,500を超え2,200以下	40×40×3	中央に1箇所	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	中央に2箇所	4.5	100

表 8.2.11 高圧ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼 最小寸法	最大間隔	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径	リベットの 最大間隔
750以下	25×25×3	1,000	4.5	100
750を超え1,200以下	30×30×3	1,000	4.5	100
1,200を超え2,200以下	40×40×3	1,000	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	1,000	4.5	100

表 8.2.12 高圧ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	山形鋼 最小寸法	取付け箇所	山形鋼取付用リベット	
			最小呼び径	リベットの 最大間隔
1,200を超え2,200以下	40×40×3	中央に1箇所	4.5	100
2,200を超えるもの	40×40×5	中央に2箇所	4.5	100

#### 4. スパイラルダクト

##### (1) 直管

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯)による SUS 304 を用いてスパイラル状に甲はげかけ機械まきをしたもので、その内径寸法及び外形寸法の許

容差は JIS A 4009 による。スパイラルダクトの板厚及びはぜのピッチは、表 8.2.2 及び表 8.2.3 による。

表 8.2.2 スパイラルダクトの板厚 (単位mm)

ダクト圧力区分	低圧ダクト	高圧 1 ダクト	高圧 2 ダクト	板厚
ダクトの内径	560以下	250以下		0.5
	560を超え800以下	250を超え560以下		0.6
	800を超え1,000以下	560を超え800以下		0.8
	1,000を超えるもの	800を超え1,000以下		1.0
	——	1,000を超えるもの		1.2

表 8.2.3 スパイラルダクトのはぜのピッチ (単位mm)

内径寸法	はぜのピッチ
100	125 以下
100 を超え 1,250 以下	150 以下

注) はぜ折りの幅は、4.0mm 以上とする。

(2) 継手

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯)による SUS 304 を用いてはぜ継ぎ又は全周溶接したものとする。継手の外形寸法許容差込み長さは表 8.2.4 及び表 8.2.5 による。

表 8.2.4 継手の板厚 (単位mm)

ダクト内径	最小厚さ
315以下	0.6
315を超え710以下	0.8
710を超え1,000以下	1.0

表 8.2.5 継手の差込み長さ (単位 mm)

呼称寸法	差込み長さ
125以下	60 以上
125を超え300以下	60 以上
300を超え1,000以下	60 以上

5. ステンレス製ダクト付属品

次によるほか、「標準仕様書」の第3編第1章第14節(ダクト及びダクト付

属品)、第15節(制気口・ダンパー)の当該事項に準ずる。ステンレス鋼板及びステンレス鋼棒は、SUS 304とする。

(1) チャンバー

チャンバーの使用材料はステンレス製長方形ダクトの該当事項によるものとし、ユニット形空気調和機及びパッケージ形空気調和機に設けるサプライチャンバー及びレターンチャンバーには、点検口及び温度計取付け座を設ける。

(2) 吹出口及び吹込口

- ① ユニバーサル形吹出口取付け枠、可動羽根及び背部のシャッターは、ステンレス鋼板製とし、取付け枠の板厚は0.8mm上とする。
- ② 吸込口の取付け枠及びスリットは、ステンレス鋼板製とし、枠の板厚さ1.0mm以上、背部のシャッターは、厚さ0.8mm以上のステンレス鋼板製とする。

(3) 風量調整ダンパー

ケーシング及び可動羽根は板厚1.2mm以上のステンレス鋼板製とし、ダンパー軸、開閉指示器及び調節ハンドル等は、ステンレス鋼板製又はステンレス鋼棒製とする。また、軸受の材質は、ステンレス、セラミック又はテフロン製とし、その他の構造については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下「標準図」という。)に準ずる。

(4) 防火ダンパー

ケーシング及び可動羽根は、板厚1.5mm以上のステンレス鋼板製とし、温度ヒューズホルダ等の自動開閉装置は、ステンレス製とする。ダンパー軸、軸受などの材質及び構造は、上記風量調節ダンパーに準ずる。ダンパーは、防火機能の確実なものとし、建築基準法令に適合したものとする。

(5) 防煙ダンパー

ケーシング及び可動羽根の板厚並びにダンパー軸及び軸受けの材質、構造等は、上記防火ダンパーによるが、自動開閉装置は可能な限りステンレス製とし、必要によりステンレス鋼板製の保護カバーを取付ける。

なお、復帰操作は遠隔式とする。

(6) 防火防煙ダンパー

上記防煙ダンパーに温度ヒューズを設けたものとする。ダンパーは、防火機能の確実なものとし、建築基準法令に適合したものとする。

(7) ピストンダンパー

ケーシング及び可動羽根の板厚並びにダンパー軸及び軸受けの材質、構造等は、上記防火ダンパーによる。ピストンレリーザはステンレス製とし、復帰操作は遠隔式とする。

(8) 風量測定口

ステンレス製、アルミ合金又は亜鉛合金製とし、熱線風速計及びマノメータによる風量などの測定ができる構造のものとする。なお、取付け個数は、長辺300mm以下は1個、長辺300mmを超え700mm以下は2個、700mmを超えるものは3個とし、その取付け位置は特記による。

(9) 排気フード

JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS 304 製で、構造などは、「標準仕様書」第3編 1.14.7（排気フード）による。

6. ダクトの製作及び取付け

下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）による。ダクト製作のための溶接は、アーク（TEG 及び MIG）又は抵抗（スポット）溶接とし、溶接後は、スパッター、スケール等をワイヤーブラシ又はグラインダーなどで十分に除去する。

(1) 長方形ダクト

① ダクトの吊り及び支持

a. 横走りダクトの吊りは棒鋼吊りとし、その吊り間隔は3,000mm以下とする。なお、横走りダクトの吊り金物は、表 8.2.12 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

なお、吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同じ寸法とする。

b. 横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付け間隔は12m以下とする。

なお、壁貫通等で振れを防止できるものは、貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

c. 立てダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、各階1個所以上支持する。

なお、立てダクトの支持金物は、表 8.2.12 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

表 8.2.12 ダクトの吊り金物(単位 mm)

ダクトの長辺	吊り金物		
	山形鋼	棒鋼	最大間隔
750以下	25×25×3	M10又は9	3,000
750を超え1,500以下	30×30×3	M10又は9	3,000
1,500を超え2,200以下	40×40×3	M10又は9	3,000
2,200を超えるもの	40×40×5	M10又は9	3,000



(2) スパイラルダクト

① ダクトの接続

接続は継手の外面にシーラ剤を塗布して直管に差し込み、ステンレス製ビスで周囲を接合したうえ継目をダクト用テープで二重に巻いて行うか、又は表 8.2.13による接合フランジを用いて行う。フランジ接合にはフランジ幅と同一のフランジ用ガスケットを使用し、ボルトで気密に締め付ける。

表 8.2.13 ステンレス製ダクトの接合用材料(単位 mm)

呼称寸法	接合フランジ		フランジ取付け用 リベット		接合用ボルト	
	山形鋼	最大間隔	呼び径	リベットの 間隔	ネジの 呼び径	ボルト の間隔
710 以下	25×25×3	4,000	4.5	65	M8	100
710 を超え 1,000 以下	30×30×3	4,000	4.5	65	M8	100
1,000 を超え 1,250 以下	40×40×3	4,000	4.5	65	M8	100

② ダクトの吊り及び支持

- a. 走りダクトの吊りは棒鋼吊りとし、その吊り間隔は 3,000mm 以下とする。なお、横走りダクトの吊り金物は、表 8.2.14 によるものとし、振動の伝播を防ぐ必要のある場合は防振材を取り付ける。

なお、吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同じ寸法とする。

- b. 横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付け間隔は 12m 以下とする。

なお、壁貫通等で振れを防止できるものは、貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

- c. 立てダクトには「標準図」に準ずる形鋼振れ止め支持を行うものとし、各階 1 個所以上支持する。

なお、振動伝播を防ぐ必要がある場合は防振材を取り付ける。

表 8.2.14 ダクトの吊り金物(単位 mm)

呼称寸法	棒鋼吊り金物	
	平 鋼	棒 鋼
750 以下	25×3	M10又は9
750 を超え 1,000 以下	30×3	M10又は9
1,000 を超え 1,250 以下	40×3	M10又は9

(注) 呼称寸法 1,000 mm を超えるダクトの棒鋼は強度を確認のうえ選定する。

第 806 条  
 ビニル製ダクト及びビニル製ダクト付属品

(3) 勾配

ドラフトチャンバー用排気ダクトは、原則として空気の流れに向って上り勾配をとり最低部には必要に応じて自動排水式又は手動排水式液溜り排水管を設けるものとし、その要領は「下水道施設標準図（詳細）」（以下「施設標準図」）による。

1. ビニル製ダクトの区分

ダクトは使用目的や設置環境により次のビニル・A 及びビニル・B の 2 種類とし、ダクトを表 8.2.15 により区分する。

(1) ビニル・A ダクト

鋼帯、吊り金物及び支持金物等がすべてステンレス製（SUS 304）のものとし、本仕様による。

(2) ビニル・B ダクト

ビニル板、ビニル製アングル、リベット以外の鋼帯、山形鋼、ボルト・ナット、吊り金物及び支持金物の材質は亜鉛鉄板製ダクトの仕様によるものとし、他の仕様は本仕様による。

表 8.2.15 ダクトの圧力区分

ダクト区分	常用圧力（単位 Pa）	
	正圧	負圧
低圧ダクト	+ 500 以下	- 500 以内
高圧 1 ダクト	+ 500 を超え +1,000 以下	- 500 を超え -1,000 以内
高圧 2 ダクト	+1,000 を超え +2,500 以下	-1,000 を超え -2,500 以内

注) 常用圧力とは、通常運転時におけるダクト内圧をいう。

2. ダクト用材料

(1) ビニル板

硬質塩化ビニル板 JIS K 6745（硬質塩化ビニル板）の「グループ 3」とし、JIS マーク表示品とする。

表示例) PVC-U-E-T1-3、PVC-U-P-T1-3

(2) ビニル製アングル

硬質塩化ビニル製とする。

(3) 鋼材

山形鋼は、JIS G 4317（熱間圧延ステンレス鋼、等辺山形鋼）による SUS304 と

する。

補強材の鋼帯は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及びステンレス鋼帯）によるSUS 304とする。

棒鋼はステンレス鋼棒（JIS G 4303）による SUS 304 とする。

(4) ボルト及びナット

JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）の2種以上によるJIS B 1180（六角ボルト）及びJIS B 1181（六角ナット）に準ずるステンレス鋼（SUS 304）製又は硬質塩化ビニル製（硬質塩化ビニル製ダクトの接合用フランジ参照）とする。

(5) フランジ用ガスケット

発泡軟質塩化ビニル又はクロロプレンゴムで、フランジ用ガスケットとして十分な機能を有するものとする。

(6) 溶接棒

ビニル板の熱風溶接に用いる溶接棒は JIS K 6746（塩化ビニル樹脂溶接棒）とする。

3. ダクト付属品

次の付属品の適用は、ダクト内圧 2,500Pa 以下とし、次によるほか、「標準仕様書」第 3 編第 1 章第 14 節（ダクト及びダクト付属品）、第 15 節（制気口・ダンパー）の当該事項による。

(1) チャンバー

チャンバーの仕様、材料は長方形ダクトの当該事項によるものとする。

(2) 吹出口及び吸込口

騒音を発生することが少なく、吹出し及び吸込み機能が確実で、有効面積 70% 以上とし、構造堅固で容易に風量が調節できるものとする。

形状は、ユニバーサル形とし、取付枠、羽根及び背後のシャッターは硬質塩化ビニル製で、板厚 3mm 以上又は成形品とする。操作機構は合成樹脂製とする。構造は、「施設標準図」による。

(3) 風量調節ダンパー

ケーシング及び可動羽根からなり、機能確実で振動及び騒音を発することが少なく、空気流に対する抵抗の少ないものとする。ケーシング及び可動羽根は、厚さ5mm以上の硬質塩化ビニル製とし、羽根の枚数は、長方形ダクトの場合は、原則として、ダクトの高さ400mm以内につき1枚で、羽根相互の重なり10mmとする。ダンパー軸は、硬質塩化ビニル管に鋼材を挿入したものとする。

レバー式（A 型）の開閉機構の材質は、硬質塩化ビニル製又はステンレス鋼板製とし、ウォームギア式（B 型）の連動機構の材質は、黄銅、青銅又は、SUS 304 とする。構造は「施設標準図」による。

(4) 防火ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

(5) 防煙ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

(6) 防火防煙ダンパー

ステンレス製ダクトの当該事項による。

(7) たわみ継手

厚さ2.0mm以上の軟質塩化ビニルシートとし、必要に応じ内部若しくは外部にVP20Aによる補強を施したものとする。構造は、「施設標準図」による。

(8) 風量測定口

硬質塩化ビニル製とし、内径25mm程度でキャップ付きとする。

構造は、「施設標準図」による。

風量測定口の取付け個数は、長辺300mm以下は1個、長辺300mmを超え700mm以下は2個、700mmを超えるものは3個とし、その取付け位置は特記による。

4. ダクトの製作及び取付け

下記以外の事項は、「標準仕様書」第3編第2章第2節（ダクトの製作及び取付け）による。

(1) 長方形ダクト

① 板の継目

- a. 直管部の縦方向の継目は原則として四辺折り曲げ加工とし、折り曲げ部分を避けた位置で接合する。熱風溶接による突き合わせ、または当て板接合とする。横方向は、原則として熱風溶接によるビニル製アングル接合とする。
- b. 曲り部及び湾曲部は、角部を突合せ接合とする。ただし、高圧2ダクトで長辺が500mmを超える場合は、外面をFRP（ガラス繊維強化ポリエステル）の積層で強化する。
- c. 溶接する板の端部は、約60度の面取りをして後、溶接部は焦げ・空隙がなく完全なビードを出し十分に埋める。

塩ビ板等の溶接は、原則としてプラスチック溶接技術の有資格者（日本溶接協会のプラスチック溶接技術検定に合格したもの）の管理のもとで実施するものとする。

② ダクトの板厚

ダクトの板厚は表 8.2.16 による。ダクトの両端寸法が異なる場合はその最大寸法法則の板厚を適用させる。

なお、板厚を定める圧力は、原則として同一系統の最大圧力とする。

表 8.2.16 ダクトの板厚(単位 mm)

ダクト長辺	硬質塩化ビニル板		
	低圧・高圧 1ダクト	高圧2ダクト	
	1,000Pa以下	1,000Paを超え 1,500Pa以下	1,500Paを超え 2,000Pa以下
500以下	3	3	4
500を超え1,000以下	4	5	5
1,000を超え2,000以下	5	5	5
2,000を超えるもの	6	6	6

③ ダクトの接続

- a. 表 8.2.17 による接合用フランジを用いて行う。フランジの継ぎ箇所は四隅とし、フランジ接合部の溶接部はグラインダーなどで平滑に仕上げたのち、必要な穴あけ加工を行う。
- b. フランジとダクトとの取付けは、熱風溶接による。フランジ補強の鋼帯はフランジの片側の背面に取付け、両フランジ間にフランジ幅と同一のフランジ用ガスケットを挿入しボルトで共に気密に締付ける。
- c. フランジ接合部のダクト内部を補強する支柱はフランジの片側のみとし、硬質塩化ビニル管 (VU) の呼び径 50mm を取付座を設けて溶接によるか、または硬質塩化ビニル管 (VP) の呼び径 25mm に鋼管の呼び径 15mm を挿入したものをボルトにより、フランジと共に締付け補強する。

表 8.2.17 硬質塩化ビニル製ダクトの接合用材料(単位 mm)

ダクトの長辺	接合用フランジ		接合用ボルト	
	ビニル製 アングル	最大間隔	ねじの呼び	ボルトの 間 隔
500以下	50×50×6	4,000	M8 (M10)	100 (75)
500を超え1,000以下	60×60×7	4,000	M10 (M12)	100 (75)
1,000を超え1,500以下	60×60×8	3,000	M10 (M12)	100 (75)
1,500を超え2,000以下	60×60×7	3,000	M10	100
2,000を超え3,000以下	60×60×7	2,000	M10	100

注 接合用のボルト及びナットはステンレス鋼製又は硬質塩化ビニル製とする。

( ) 内は硬質塩化ビニル製ボルトの場合を示す。

④ ダクトの補強

補強は表 8.2.18 及び表 8.2.19 により行い補強材の製作及び加工は、接合

用フランジに準ずるが、ビニル製アングルは熱風溶接によりダクトを取付け、補強の鋼帯はビニル製アングルにボルトにより取付ける。なおボルト、ナットはステンレス鋼（SUS 304）製とする。支柱による内部補強は横方向の外部補強のビニル製アングル及び山形鋼部に行う。

表 8.2.18 ダクトの横方向の補強(単位 mm)

ダクトの長辺	外部補強			取付用ボルト		支柱による内部補強
	ビニル製アングル	平鋼	最大間隔	最小呼び径	最大間隔	
500 以下	50×50×6	—	1,000	—	—	—
500 を超え 1,000 以下	60×60×7	(50×4)	1,000	(M8)	(150)	—
1,000 を超え 1,500 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	1 箇所
1,500 を超え 2,000 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	1 箇所
2,000 を超え 3,000 以下	60×60×7	50×4	1,000	M8	150	2 箇所

(注)1. ( )内は常用圧力が1,500Paを超え2,000Pa以下のもの。

2. 平鋼は鋼製又はステンレス製とする。

表 8.2.19 ダクトの縦方向の補強(単位 mm)

	外部補強		取付箇所	取付用ボルト	
	ビニル製アングル	平鋼		最小呼び径	最大間隔
2,000 を超え 2,500 以下	60×60×7	50×4	中央に 1 箇所	M8	150

⑤ ダクトの吊り及び支持

吊り金物及び立てダクトの支持金物は表 8.2.20 によるものとする。横走り主ダクトには、「標準図」により形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付間隔は 12m 以下とする。なお、壁貫通などで振れを防止できるものは貫通部と棒鋼吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

表 8.2.20 ダクトの吊り金物及び支持金物(単位 mm)

ダクトの長辺	吊り金物			支持金物	
	山形鋼	棒 鋼	最大間隔	山形鋼	最大間隔
500 以下	30×30×3	M10又は9	4,000	30×30×3	4,000
500 を超え 1,000 以下	40×40×3	M10又は9	4,000	40×40×3	4,000
1,000 を超え 1,500 以下	40×40×3	M10又は9	3,000	40×40×3	4,000
1,500 を超え 2,000 以下	40×40×5	M10又は9	3,000	40×40×5	3,000
2,000 を超え 3,000 以下	40×40×5	M10又は9	2,000	40×40×5	3,000

(2) 円形ダクト

次によるほかは、(4)の①長方形ダクトの当該事項による。

① 直管

JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管) による VU (薄肉管) 若しくはこれに準ずるダクト用硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル板を溶接加工したものとする。  
 なお、使用区分は表 8.2.21 による。

表 8.2.21 円形ダクトの使用区分表(単位mm)

口 径	硬質塩化 ビニル管 (VU)	ダクト用 硬質塩化 ビニル管	硬質塩化ビニル 板で溶接加工に よるもの
150	○	○	—
200	○	○	—
250	○	○	—
300	○	○	○
350	—	○	○
400	—	○	○
450	—	○	○
500	—	○	○
600	—	○	○
700	—	—	○
800	—	—	○
900	—	—	○
1,000	—	—	○
1,100	—	—	○
1,200	—	—	○
1,300	—	—	○
1,400	—	—	○
1,500を 超えるもの	—	—	○

ダクト用硬質塩化ビニル管の材質の物性値及び寸法、又は、溶接加工による

場合の板厚などは表 8.2.22、2.4.23 及び表 8.2.24 による。

表 8.2.22 ダクト用硬質塩化ビニル管の材質の物性値

項 目	単 位	数 値	試 験 法
引 張 強 さ	N/mm <sup>2</sup>	47	J I S K 6741
曲 げ 強 さ	〃	79	J I S K 6911
曲 げ 弾 性 率	〃	2,942	J I S K 6911

表 8.2.23 ダクト用硬質塩化ビニル管の寸法(単位 mm)

呼 称	外 径	内 径	肉 厚	長 さ
150	165	160	2.5	4,000
200	216	211	2.5	4,000
250	267	261	3.0	4,000
300	318	312	3.0	4,000
350	370	363	3.5	4,000
400	420	412	4.0	4,000
450	470	461	4.5	3,000
500	520	510	5.0	3,000

表 8.2.24 硬質塩化ビニル板の溶接加工による円形ダクトの板厚(単位 mm)

ダクトの口径	常用圧力 Pa		
	1,500 以下	1,500 を超え 2,000 以下	2,000 を超え 3,000 以下
300以下	3	3	3
300を超え500以下	3	4	4
500を超え800以下	4	4	5
800を超え1,000以下	5	5	5
1,000を超え1,200以下	5	5	5
1,200を超え1,500以下	5	6	6
1,500を超えるもの	6	6	6

(注) 溶接加工による円形ダクトは、使用圧力に十分対応できる補強材等で補強する。

② 曲り管等の継手

JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)の規格に準じたものか、直管と同じ硬質塩化ビニル管若しくはダクト用硬質塩化ビニル管、又は硬質塩化ビニル板を溶接加工したものとする。

なお、継手として接合する管の一方をスリーブ状に加工受け口付管を用いても



よい。

③ ダクトの接続

ダクトの接続は、熱風溶接によるソケット接合、当て板接合又はフランジ接合とし、使用区分及び接合用材料は表 8.2.25 による。

表 8.2.25 使用区分及び接合用材料(単位 mm)

ダクトの呼び径	使用区分			当て板接合	フランジ接合			
	ソケット接合	当て板接合	フランジ接合	当て板の厚さ	接合用フランジ		接合用ボルト	
					ビニル製アングル	板フランジ	ねじの呼び	ボルトの間隔
400以下	○	○	○	ダクトの厚さ以上	40×40×5	45×10	M8 (M10)	75
400を超え800以下	○	○	○		50×50×6	—	M8 (M10)	75
800を超え1,200以下	—	○	○		60×60×7	—	M8 (M10)	75
1,200を超えるもの	—	○	○		60×60×7	—	M8	100

- (注) 1. 1,200を超えるフランジ接合には、50×4鋼帯で補強する。  
 2. 板フランジに替えて溶接フランジを使用してもよい。  
 3. 接合用のボルト及びナットはステンレス鋼製又は硬質塩化ビニル製とする。  
 ( ) 内は硬質塩化ビニル製ボルトの場合を示す。

④ ダクトの吊り及び支持

横走りダクトの吊り金物及び立てダクトの支持金物は、表 8.2.26 及び「施設標準図」による。横走り主ダクトには「標準図」による形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取付間隔は12m以下とする。なお、壁貫通等で振れを防止できるものは貫通部と吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。

表 8.2.26 ダクトの吊り金物及び支持金物(単位 mm)

ダクトの口径	吊り金物			支持金物	
	鋼帯	棒鋼	最大間隔	山形鋼	最大間隔
300以下	30×3	M10 又は 9	4,000	30×30×3	4,000
300を超え500以下	40×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000
500を超え1000以下	50×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000
1000を超えるもの	40×40×3	M10 又は 9	4,000	40×40×3	4,000

⑤ 勾配

ドラフトチャンバー用排気ダクトは原則として空気の流れに向かって上り勾配をとり、最低部は必要に応じて自動排水式又は手動排水式液溜り排水管を設けるものとし、その要領は「施設標準図」による。

## 第3章 分析ガス設備

### 第1節 分析ガス設備

#### 第301条 一般事項

1. 処理場施設の水質試験室に設けた原子吸光光度計、ガスクロマトグラフに供給する分析用の各種特殊ガス用の配管及び供給装置を施工する。

なお、施工要領は「施設標準図」による。

施工は、高圧ガス取締法（一般高圧ガス保安規則及び容器保安規則、同告示）高圧ガス保安協会「高圧ガスの配管に関する基準」KHK 0302に従うこと。

ステンレス鋼管の溶接は「ステンレス鋼溶接適格性証明書」を有するものが行うこと。

#### 第302条 配管工事

1. 配管材料
  - (1) 管は、JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）継目無製造品の SUS 304TP による光輝焼鈍（BA）管で、厚さ 1.0mm 以上の小径管（チューブ管）又はスケジュール管（Sch5S）とし、適用は、特記仕様書による。
  - (2) 継手は、JIS B 2316（配管用鋼製差込み溶接式管継手）による SUS 304 に準じるものとする。
2. 管の洗浄
  - (1) 施工前に管内を十分に酸洗・脱脂洗浄する。
  - (2) 気密試験後に窒素ガスにより連続ブローし、管の両端を密閉する。
3. 管の接合

アルゴンガスによる TIG 溶接とし、溶接中には管内にアルゴンガスを流し完了後は管の両端を密閉する。
4. 配管
  - (1) 室内配管で天井、床、壁などを貫通する箇所には座金（SUS 304）を取付ける。
  - (2) 屋外の露出配管又は屋外に設けるボンベ室内配管はステンレスの特性による侵食の恐れがある場合は、保護措置を設けなければならない。
  - (3) 配管の支持金物の形鋼、吊りボルト、ナットなどはステンレス製（SUS 304）と

する。

- (4) 配管の支持は立管については各階ごとに 1 カ所以上振れ止めを行い横走り管は最大 1.5m とし曲部、分岐箇所は必要に応じ支持する。

## 5. 試験

配管完了後に、窒素ガスを封入し、次の圧力値による気密試験を行う。

なお、保持時間は最小 2 時間とする。

アセチレンガス (C <sub>2</sub> H <sub>2</sub> ) 管	0.196MPa以上
その他の管	0.981MPa 以上

## 第 303 条 機材

### 1. 供給集合装置 (マニホールドまわり)

マニホールドは、容器内の高圧ガスを減圧し常に安定した圧力供給量のガスを水質試験室内の要所に設けたアウトレットに供給する。

マニホールドは、圧力調整器、切替弁などよりなり、左右に設けた特殊ガス容器を手動切替弁により使い分ける。圧力調整器、手動切替弁はダイヤフラム式とし、集合装置の材質は接ガス部をステンレス製 (SUS 304) とする。

圧力調整器に付属する圧力計の目盛は高圧側 0~25MPa 低圧側は 0~1.5MPa とし、文字盤の外径は 50mm 以上とする。

なお、アセチレンガス用の高圧側の目盛は 0~2.5MPa 低圧側は 0~0.3MPa とする。

高圧配管部に、容器交換時、連結管に拡散侵入した不純物としての空気を外部に放出するためのパージ弁を設ける。また、可燃性の水素ガス及びアセチレンガスの場合は、パージ弁からの放出配管を設け、ボンベ庫外の屋外の安全な場所に放出する。

### 2. 容器支持架台まわり

手動切替弁及び容器の支持金具、架台などの材質は一般構造用圧延鋼材の 2 種以上による形鋼又は鋼板により溶接加工とし、壁又は床上基礎に堅固に取付ける。

容器転倒防止用鎖の材質は、ステンレス製 (SUS 304) とする。

手動切替弁まわりの支持架台には、ガス種別の銘板を設ける。

支持金具、架台などの一般構造用圧延鋼材はすべてエポキシ樹脂エナメル (2 液形) 塗装 [耐酸塗装] を行う。

### 3. 取出し弁装置 (アウトレット)

水質試験室内の配管の末端に設けるガス取出し口で圧力調整器、圧力計、取出し弁、ホースエンドなどよりなり、配管のアウトレット取付部には止め弁 (アングル弁など) を設ける。

圧力調整器、止め弁はダイヤフラム式とし、弁装置の材質は接ガス部をステンレス製 (SUS 304) とする。

圧力調整器に付属する圧力計の目盛は 0～1.0MPa、アセチレンガス用は 0～0.3MPa とする。

なお、アウトレットを壁面などに設ける場合の取付金物は、ステンレス製 (SUS 304) とする。

#### 4. 防爆器

装置内で逆火が発生した場合に、その伝播を阻止することを目的とし、ガス配管のうち、可燃性のアセチレン及び水素ガス配管のマニホールド部及びアウトレット部の配管に設ける。材質はステンレス製 (SUS 304) とする。

#### 5. 圧縮空気供給装置

圧縮空気供給装置を設ける場合の圧縮機は、次による。

圧縮機は、J I S B 8321 (小型往復空気圧縮機) に適合するもので、オイルフリー形 (オートドレントラップ付) とし、アフタークーラー、ドライヤー (オートドレントラップ付)、エアクリーナー (濾過精度  $1 \mu\text{m}$ ) などを付属する。圧縮機の架台は、防振基礎 (屋外ボンベ庫内等に設置する場合は除く) とし、吐出管には、フレキシブルジョイント (SUS 304) を設ける。

## 第 4 章 排水設備

### 第 1 節 安全水槽

#### 第 401 条 安全水槽

1. 安全水槽を設ける場合は、その構造・寸法は「施設標準図」による。

## 第3編 建築電気設備工事

### 第1章 一般事項（補足）

#### 第1節 材 料

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 第901条<br>機器及び材料<br>の品質等 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本条以外の事項は、一般仕様書第402条による。</li><li>2. 工事に使用する機器は、機器承諾図を設計図書等と照合のうえ作成し、監督職員に提出して承諾を受ける。</li><li>3. 機器のうち、次に示す主要な機器は、機器設計製作図書の承諾図申請書を作成し、事務所の監督職員の確認を受けた後、設計センター監督職員に提出し、承諾を受ける。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 主幹盤</li><li>(2) 分電盤</li><li>(3) 動力制御盤</li><li>(4) 電話交換機</li><li>(5) その他設計図書に特記された機器又は設計センター監督職員が指定した機器</li></ol></li></ol> |
|-------------------------|--|

## 第2節 完成図等

第902条

工事完成図

4. 本条以外の事項は、一般仕様書第601条による。
5. 工事完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表9.1.1による。

表 9.1.1 完成図の種類及び記入方法

図面の種類	記 載 内 容
配線図・詳細図	電灯、動力、雷保護、構内交換、情報表示、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、自動火災報知設備等
機器の仕様	盤類及び通信・情報主要機器。ただし、機器の仕様詳細については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって、完成図に代えることができる。
単線接続図	主幹盤、分電盤、制御盤等
系 統 図	各種
構 内 図	構内配電線路、構内通信線路、屋外外灯
主要機器一覧表	名称、製造者名、形式、容量、数量、連絡先等
試 験 成 績 書	設計図書に指定されたもの

## 第2章 電力・通信設備 機材

### 第1節 配線器具

#### 第903条 スイッチ

1. 防雨形の器具は次による。
  - (1) 大角連用形スイッチと組み合わせて構成するものとする。
  - (2) スイッチプレートは、半透明なカバーで防塵性能を確保したものとする。
  - (3) 埋込形とする。
  - (4) 防雨形 (IPX3) に適合するものとする。
  - (5) プレートは合成樹脂製とする。
2. 防水形の器具は次による。
  - (1) プレートと一体で防水性能を確保するものとする。
  - (2) スイッチは1個用サイズのプレートに1個設ける。
  - (3) 埋込形とする。
  - (4) 防滴Ⅱ形 (IPX2) に適合するものとする。
  - (5) プレートは合成樹脂製とする。
3. 防滴プレート付の器具は次による。
  - (1) 大角連用形スイッチと組み合わせて構成するものとする。
  - (2) 埋込形とする。
  - (3) 防滴Ⅱ形 (IPX2) に適合するものとする。
  - (4) プレートの開き角度は165度以上とする。

#### 第904条 コンセント

1. 防雨形の器具は次による。
  - (1) コンセントは2極接地極付 15A125V 抜け止め 2口とし、接地端子付とする。
  - (2) JIS C 8303 配線用差込接続器 6.12 防水形差込接続器 a) 「防雨形」による。
  - (3) 合成樹脂製とする。
2. 防浸形の器具は次による。
  - (1) コンセントは2極接地極付 15A125V 抜け止め 1口とし、プラグ付とする。
  - (2) JIS C 8303 配線用差込接続器 6.12 防水形差込接続器 b) 「防浸形」による。
  - (3) 合成樹脂製とする。
3. 防滴プレート付の器具は一般仕様書第201条3による((1)を除く)ほか次による。
  - (1) コンセントは2極接地極付 15A125V 抜け止め 1口とする。

## 第2節 電線保護物類

### 第905条 金属製プルボックス

1. プルボックスは次による。
  - (1) 大きさは長辺が 1,000mm 以下とし、標準厚さ 1.6mm 以上の鋼板又は標準厚さ 1.2mm 以上のステンレス鋼板を用いて製作する。
  - (2) 鋼板製プルボックス(溶融亜鉛めっきを施すもの及びステンレス鋼板製のものを除く)は、さび止め塗装を施す。  
なお鋼板の前処理は次による。
    - ① 鋼板は加工後に、脱脂及びりん酸塩処理又はジルコニウム塩処理を施す。
    - ② 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。
  - (3) 長辺が 600mm を超えるものには、1 組み以上の電線支持金物を次により設ける。
    - ① 鋼電線支持金物は径 19mm 以上の金属管又は軽量みぞ形鋼とする。
    - ② 電線支持金物は取り外し可能とする。
  - (4) 補強は、次による。
    - ① 長辺が 800mm を超えるものには、折り曲げ又は補強材により補強を施す。
    - ② 補強材は山型鋼とし溶接接合とする。
  - (5) ふたは次による。
    - ① 鋼そりなどの変形をしない構造とし、リブ等の凸面は内側となるようにする。
    - ② 一辺が 800mm を超えるふたは、一辺が 800mm 以下となるように分割する。  
なお、ふたを分割した場合には、ふた止め用補強材を設ける。
  - (6) ふたの止めねじの位置は、角又は角から 50mm 程度を起点とし、中間のピッチは 350mm 以下になるように均等に設ける。
  - (7) ふたの止めねじは、ねじ頭が出ている形状のものを使用する。
  - (8) 電力用については、接地端子を設ける。
2. 屋外形のプルボックスは 1 によるほか次による。
  - (1) 防雨性能を有し、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。
  - (2) 本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設ける。
  - (3) 本体を固定するためのボルト、ナットはプルボックスの内部に突出しない構造とする。
  - (4) ねじは容易に脱着ができ、かつ、水が浸入し難いように取り付ける構造とする。
  - (5) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。
3. 防水形のプルボックスは 2 による( (1) を除く)ほか次による。



第 906 条  
合成樹脂製プル  
ボックス

- (1) 防水性能を有し、内部に湿気が侵入し難い構造とする。
  - (2) ボックスと露出配管の接合部は防水性能を有するものとする。
1. プルボックスは、次による。
    - (1) 大きさは長辺が 600mm 以下とし、板の厚さは製造者の標準とする。
    - (2) ふたは、そりなどの変形をしない構造とする。
    - (3) ふたの止めねじは、ねじ頭が出ている形状のものを使用する。
  2. 屋外形のプルボックスは、1.によるほか次による。
    - (1) 防雨性能を有し、内部に雨雪が侵入しにくく、これを蓄積しない構造とする。
    - (2) 本体とふたの間には吸湿性が少なく、かつ、劣化しにくいパッキンを設ける。
    - (3) ねじは容易に脱着が出来、かつ、水が浸入し難いように取り付ける構造とする。
    - (4) ふたの止めねじは、ステンレス製とする。
  3. 防水形のプルボックスは、2 による( (1) を除く。)ほか次による。
    - (1) 防水性能を有し、内部に湿気が侵入し難い構造とする。
    - (2) ボックスと露出配管の接合部は防水性能を有するものとする。

### 第 3 節 照 明 器 具

第 907 条  
一般事項

1. 記号及び形式は、建築電気設備工事標準図によるほか、標準図による。

第 908 条  
屋外灯用ポー  
ル

1. JIL 1003「照明用ポール強度基準」による強度を有するものとし次による。
  - (1) 傾斜時に配線の接続部に張力がかからないものとする。
  - (2) EM-CE ケーブル 5.5m m<sup>2</sup>-3C が接続できる送り端子を設ける。

### 第 4 節 主 幹 盤

第 909 条  
一般事項

1. 主幹盤は、低圧配電盤からの幹線により電源の種類に応じて受電し配電するものとし、本節によるほか JIS C 8480「キャビネット形分電盤」による。

第 910 条  
構造一般

1. 構造は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節「分電盤」 1. 7.2 構造一般 (2)から (5)による。

第 911 条 キャビネット	1. 屋内形キャビネットは、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.3 「キャビネット」 (1)(ア)から(ウ)まで、(オ)から(キ)まで、(ク)から(セ)による。
第 912 条 導電部	1. 導電部は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.8.47.4 「導電部」による。
第 913 条 制御回路等	1. 制御回路等は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 12 節 制御盤 1.12.5 「制御回路等」による。
第 914 条 器具類	1. 器具類は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.6 「器具類」による。ただし、(1)(ア)及び(2)(ア)を除く。
第 915 条 予備品等	1. 予備品、付属工具等は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.7 「予備品等」による。
第 916 条 表示	1. 表示は、標準仕様書 第 2 編 第 1 章 第 7 節 分電盤 1.7.8 「表示」による。

### 第3章 電力・通信設備 施工

#### 第1節 特殊場所工事

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| <b>第917条</b><br>湿気の多い場所    | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 金属管及び可とう電線管のねじ込み接続以外の接続部は、防湿混和物を塗布するか、防水テープを巻く等の防水処理を施す。</li><li>2. 合成樹脂管の接続部は、気密にするとともに接着剤を塗布して内部に湿気等が浸入しないように施工する。</li><li>3. 湿気の多い場所から立上げる配管の管端は、シーリング材を使用して、湿気が浸入しないように施工する。</li><li>4. 絶縁電線相互及びケーブル相互の接続は、湿気等の浸入を防止する構造の接続箱等内で行う。</li></ol> |
| <b>第918条</b><br>腐食性ガスのある場所 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 金属管及び付属品等は、防食塗料を施すとともに内部に腐食性ガスが浸入しないように施工する。</li><li>2. 合成樹脂管又は管と付属品等との接合部は気密とし、内部に腐食性ガスが浸入しないように施工する。</li></ol>   |

#### 第2節 照明器具

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <b>第919条</b><br>防湿形一般照明の施工      | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 結露のおそれがある壁面に設置する防湿形の一般照明等は、原則として標準図 AE-015 のとおり施工する。</li><li>2. 照明器具が造営材と接触せず、通線穴から湿気が侵入しないよう、照明器具の構造及び取付け場所に適合する方法で固定する。</li></ol> |
| <b>第920条</b><br>防湿形誘導灯又は非常照明の施工 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 結露のおそれがある箇所壁面に設置する防湿形の誘導灯又は非常照明は、原則として標準図 AE-016 又は AE-017 のとおり施工する。</li></ol>  |

# 別紙 1 工 事 標 示 板

## 工事標示板の規格

工 事 標 示 板	
工 事 名	〇〇市〇〇終末処理場建設工事
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主体名	〇 〇 市
発注者名	日本下水道事業団
工事監理 (電話)	日本下水道事業団 〇〇〇事務所 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
工事受注者名	〇 〇 建設 共 同 企 業 体
同現場責任者名 (電話)	〇 〇 〇 〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

140センチメートル

110センチメートル

## 別紙 2 施工体制台帳に係る書類の提出について

## 施工体制台帳に係る書類の提出について

### 1. 施工体制台帳に記載すべき内容

施工体制台帳に記載すべき内容は以下の通りである。

- (1) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 施工体制台帳の作成方法等は、下記参考とする。

○「施工体制台帳の作成等について(通知)」<国土交通省ホームページに掲載>

・※【参考】施工体制台帳、施工体系図等作成例

### 2. 提出手続き

監督職員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を工事着手までに提出させるものとする。又、工事の進行に伴い施工体制に変更が生じる場合はそのつど提出させるものとする。

## 別紙 3 火災保険等の取扱について



## 火災保険等の取扱いについて

工事請負契約書第 57 条に基づき、工事目的物及び工事材料等を火災保険等に付する場合の取扱いは、下記によるものとする。

### (損害のてん補条件)

第 1. 下記の原因によって起こる損害を、てん補できる保険を付保するものとする。

- (1) 火災、落雷、爆発又は破裂
- (2) 台風、せん風、暴風、暴風雨の風災

なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これをさまたげるものではない。

### (保 険 金)

第 2. 原則として請負代金額とする。

### (保険の期間)

第 3. 保険の加入の時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後 14 日とする。

### (対象外工事)

第 4. つぎに掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。

- (1) 解体、撤去工事
- (2) 建物の基礎工事、外構工事

### (保険契約の変更)

第 5. 保険契約締結後に請負代金額の変更又は、工期延長等があった場合は、相応の保険契約の変更をしなければならない。

### (保険証券等の提示)

第 6. 保険契約の締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを、主任監督員に提出しなければならない。

### (協 議)

第 7. この取扱いによりがたい事項については、必要に応じて受注者は、主任監督員と協議するものとする。

## 別紙 4 建築・建築設備工事記録写真撮影要領

## 建築・建築設備工事記録写真撮影要領

### 1. 適用範囲

- (1) この要領は、日本下水道事業団が発注する建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事の記録写真撮影に適用する。

### 2. 記録写真の分類

- (1) 工事写真 : 工事着手前、工事中、工事完了の記録及び確認の写真
- (2) 完成写真 : 施設の完成（棟別を含む）確認の写真

### 3. 撮影用具等

- (1) 工事写真の撮影用具は、原則として、フィルムを使用せず静止画像のデジタルデータ（以下、画像ファイルという）を記憶媒体に記憶するカメラ（以下、デジタルカメラという）を用いるものとする。
- (2) デジタルカメラは、画像ファイルの記録形式は JPEG や TIFF, SVG 形式等とし、有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標とする。（100 万から 300 万画素程度＝1,200 ピクセル×900 ピクセル程度から 2,000 ピクセル×1,500 ピクセル程度）
- (3) 画像ファイルの破損等の事態に備え、同一の画像ファイルを複数の記憶媒体に保存（バックアップ）する。
- (4) 完成写真の撮影用具は、特記仕様書による。
- (5) デジタル工事写真の黒板情報電子化を行うことができる。この場合、次の 1) から 3) の全てを実施する。

- 1) デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」とする）については、4-1 (3) 2) に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用する。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」に記載している技術を使用していること。

（使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。）

- 2) 使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録することができる。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- 3) 受注者は、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェア

や工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、写真納品時にその結果を併せて監督職員へ提出する。

- (6) (1)～(5)によりがたい場合は、監督職員と協議する。

#### 4. 撮影

##### 4-1 工事写真の撮影

###### (1) 撮影計画の提出

受注者は、工事写真の撮影及び記録を行う写真記録員を定め、監督職員に通知するとともに、工事記録写真撮影計画書を提出する。ただし、小規模の工事については、監督職員の承諾を得て、撮影計画書の提出を省略することができる。

###### (2) 撮影内容と頻度

事業団が指定する箇所のほか、不可視部分の記録及び確認が必要な事項について撮影するものとし、撮影内容及び頻度は、「営繕工事写真撮影要領」（国土交通大臣官房官庁営繕部）を標準とする。なお、工事規模等により撮影枚数が適切でない場合は、監督職員と協議する。

###### (3) 撮影方法

- 1) 写真は、すべてカラー撮影とする。
- 2) 写真には、原則として、工事名、撮影場所、工種、撮影対象の位置、寸法等（略図、断面リスト等）のうち必要な事項を記入した小黑板等を入れて撮影する。
- 3) 写真には、所定の施工寸法が判定できるように、主要寸法が判定できる目盛の記入、若しくは、寸法を示す測定器具を入れて撮影する。
- 4) 構造物等に測定器具をあてる場合は、目盛の零値点に留意するとともに、寸法読取りの定規は、水平又は垂直に正しくあて、かつ、定規と直角の方向から撮影する。
- 5) 品質管理写真および出来形管理写真は、測定データや施工寸法等が判読できるように、必要に応じて部分撮影（細部撮影）を組み合わせる。
- 6) 使用材料写真は、規格、材質等が確認できるように、ラベル、JIS マーク等を添えて撮影する。
- 7) 写真は、必要に応じて、遠景との組み合わせや連続撮影等により、撮影場所の位置関係が明確となるように撮影する。

###### (4) その他

- 1) 撮影にあたっては、撮影対象の周囲を整理する。
- 2) 撮影方向は、できるだけ同一とする。
- 3) 撮影は、原則として次の工程に移る直前に行う。

##### 4-2 完成写真の撮影

###### (1) 撮影業者

撮影業者は、特記仕様書による。ただし、特記仕様書により監督職員の承諾する撮影業者とする場合は、建築写真の撮影について十分な経験を有する者を選定する。

###### (2) 撮影計画

受注者は、撮影箇所、撮影時期、撮影業者（経歴、作品例を含む）等に関する撮影計画について、監督職員の承諾を得る。

(3) 撮影箇所及び枚数

撮影箇所及び枚数は別表を標準とし、適用は特記仕様書による。

5. 提出写真等

5-1 工事写真の提出等

(1) 画像ファイル

- 1) 画像ファイルは、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理し、電子媒体により提出する。
- 2) 工事写真を格納する電子媒体は、CD-R または DVD-R とする。

(2) 写真

- 1) 写真は、A4 版の印刷用紙に L 版程度の大きさで直接印刷し提出するか、または、L 版程度の印刷用紙に印刷したうえで写真帳に貼り提出する。なお、写真はフルカラー印刷とし、インク及び印刷用紙は、通常の使用条件のもとで 5 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- 2) 写真は、工事着手前、工事中、工事完了の各段階の記録及び確認ができるように整理する。
- 3) 写真には、撮影情報（撮影場所や工種、撮影状況等）や判読困難な小黒板の文字等の必要事項を添付して整理する。また、必要に応じて、撮影位置や撮影状況等の説明に必要な参考図を添付して整理する。

5-2 完成写真の提出等

(1) 原版

原版の大きさは特記仕様書による。

(2) 写真

- 1) 写真の分類、規格等は、特記仕様書による。
- 2) 撮影写真を監督職員に提出し、トリミング等の協議を行い、編集のうえ提出する。
- 3) 電子媒体ケースジャケットの、表面及び背面には下図のように印刷し、裏面には工事概要を印刷する。

背面	表面
○○市○○終末処理場建設工事その○○ 完成写真	○○市○○終末処理場建設工事その○○  ○○棟 完成写真  完成 令和○○年○○月  日本下水道事業団 受注業者名

裏面

<工事概要>	
1. 工事名称	○○市○○終末処理場建設工事その○○
2. 工期	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日
3. 施工業者	○○建設株式会社
4. 工事場所	○○県○○市○○地内
5. 敷地面積	○○○○m <sup>2</sup>
6. 工事種目	
建物名称	○○棟
構造	RC造
規模	地上○階 地下○階 塔屋○階
建築面積	○○○○m <sup>2</sup>
延べ面積	○○○○m <sup>2</sup>

## 6. 提出部数

- (1) 工事写真の提出部数は、別に定める「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）による。
- (2) 完成写真の提出部数は、特記仕様書による。

## 7. その他

工事写真は、工事期間中、いつでも確認できるように、常に整理しておかなければならない。なお、写真管理ソフトを用いて、「工事記録写真電子管理要領」（日本下水道事業団）に従って整理する。

工事記録写真の撮り方については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 令和5年版」、「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 令和5年版」、「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 令和5年版」を参考とする。

## 別表 完成写真

管理本館撮影箇所及び撮影枚数標準											
撮	影	対	象	撮	影	内	容	撮	影	枚	数
全	景	管理本館を含む施設全体						2	枚		
外	部	外観各面又は2面を含む全体		窓の開放、工事機械の残存等があつてはならない				4	枚		
		玄関まわり						1	枚		
		その他必要と思われる外部						適宜			
内	部	玄関ホール						1	枚		
		事務室の代表的箇所						1	枚		
		会議室						1	枚		
		水質試験室						1	枚		
		中央制御室						1	枚		
		その他						適宜			

- (注) 1. 本表は、撮影対象及び撮影枚数の標準を示したもので、提出枚数は特記仕様書による。  
 2. 管理本館以外の建物で特記仕様書により指示ある場合は、本表に準ずる。

## 別紙 5 工事完成図書等一覧表



### 工事完成図書等一覧表

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 都 市	事業団		
1 工事完成図 (特記仕様書を含む)	A 1 版	原図 1	1	—	A 1 版保存 ケース入り	<p>作成方法は、以下による。ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は不要とする。</p> <p>原図は、第2原図（電子複写・トレーシングペーパー厚手）、トレーシングペーパーに鉛筆書き、又はCADで作成し、トレーシングペーパーに出力する。</p> <p>なお、寸法、縮尺、文字、図面記号等は設計図書に準ずること。</p> <p>完成図に含む図面等は、別に定める「工事完成図書電子納品要領」による。</p> <p>躯体と仕上が別工事の場合は、仕上工事において完成図を作成する。</p>
2 工事完成図 縮 小 版 (特記仕様書を含む)	A 3 版	原図 1	1	—	1 枚每袋入れ とし、A 3 版 に製本	<p>原図はポリエステルフィルム（厚さ0.075mm以上）とする。ただし、別に定める「工事完成図書電子納品要領」により、CADデータを提出する場合は原図を不要とする。</p>
		複写図 2	2	—	A 4 版に製本	
3 機器完成図	A 4・A 3 版	1	1		A 4 版に製本	
4 機器取扱い 説 明 書		2	2	—	A 4 版に製本	（機器の取扱い説明及び保守に関する事項）
5 試験成績書	A 4 版	2	2	—	A 4 版に製本	性能、作動試験等を記載したもの
6 維持管理 要 領		1	1	—		原則として、建物ごとに「管理者のための建築物保全の手引き」（建築保全センター版）を記入の上提出する。

名 称	規 格	部 数	内 訳		製 本	内 容
			委 託 市 都	事業団		
						注.2
7 扉、盤類等の 鍵一覧表		2	2	—	A4版に製本	
8 保守工具 一 覧 表	A4版	1	1	—	A4版に製本	保守工具がある場合
9 官 公 署 手続書類等	本紙を複写し たもの	2	2	—	A4版に製本	受注者又は受注者代行手 続きの関係書類一式 (計画通知書、工事完了通 知書、VOC測定報告書、 アスベスト含有建材の除 去に係る届出、その他)  本紙は、別ファイルにまと め提出する。
10 工 事 記 録 写 真	製本	1	1	—	製本 (A4版 に製本)	撮影は、別紙4の「建築・ 建築設備工事記録写真撮 影要領」による。
	CD-R又は DVD-R	2	1	1		提出は、別に定める「工事 記録写真電子管理要領」に よる。
11 工事責任者 及び連絡先 一 覧 表		2	2	—		4. と兼用で可  注.2
12 完 成 写 真	CD-R又は DVD-R	2	1	1		部数、摘要等は、特記仕様 書による。  提出方法は、別紙4「建築 工事記録写真撮影要領」に よる。
13 工 事 請 負 契約書(写)		2	2	—		注.2
14 電子成果品	CD-R又は DVD-R	4	1	3		作成要領は、別に定める 「工事完成図書電子納品 要領」による。  JS-INSPIRE 適用工事は 「JS 版工事情報共有シス テム (JS-INSPIRE) 活用マ ニュアル」を合わせて適用 する。

注. 1) 工事完成図書等の提出内容及び提出部数は、上記を原則とするが、監督職員と協議の上で決定する。

注. 2) 建築機械設備工事、建築電気工事を含む工事は、建築工事と重複する書類を監督職員と協議の上、建築工事の提出書類にまとめて提出することができる。

(付 則)

工事完成図書表紙の様式について

1. 表 紙 黒厚表紙（金文字）

2. 形 式

- (1) 表紙・背表紙の書体は、明朝体とする。
- (2) 表紙の文字の大きさは、原則として次のとおりとする。  
背表紙の文字の大きさは、全て 22 ポイントとする。

表 紙		文字の大きさ 製本 A4 版及び縮小版	背表紙
◎	〇〇市終末処理場	22	〇〇市終末処理場
	〇〇〇〇〇〇建設工事	22	その〇
◎	完成図書	28	令和〇年度
	(1/3)	(22)	完成図書
◎	令和〇年度	16	
	日本下水道事業団	28	〇日本下水道事業団
◎	〇〇〇〇株式会社	22	〇〇〇〇株式会社

- (3) 製本 A 4 版は、ネジ止めとする。ただし、工事完成図縮小版は、観音製本（2つ折りのり付け製本）とする。
- (4) 目次及び通し番号を付ける。
- (5) 令和〇年度は、契約年度を記載する。
- (6) 分冊とする場合  
表紙、背表紙に通し番号、分冊番号を付ける（例：1/3、2/3、3/3 等）  
すべての分冊に全体目次をとじ込み、各分冊には詳細目次をとじ込むこと。
- (7) 必要に応じて、施設対象や図書内容を表紙、背表紙に追加する（監督職員と協議）。
- (8) 文字数によっては、文字の大きさ等を変更することができる（監督職員と協議）。

## 別紙 6 主な工事関係書類様式一覧表

主な工事関係書類一覧表

No	時期	様式	書類名	根拠規定等	備考
1	契約時	-	工事請負契約書		
2		-	契約保証金等	契約書第4条	
3		様式2-1 様式2-2	委任状		
4	工事着工時	様式1-①	工事工程表	契約書第3条	
5		様式2-①-1	現場代理人等通知書	契約書第10条	
6		様式4	経歴書	契約書第10条 付随書類	
7		様式31	請求書（前金払） （単年度契約の場合）	契約書第35条	
8		様式32	請求書（前金払） （債務負担行為の場合）	契約書第35条	
9		-	前金保証証券	契約書第35条	
10		様式36	請負代金内訳書	契約書第3条	
11	中間前金払	様式44	中間前金払認定請求書	契約書第35条	該当する場合のみ提出する。
12		様式45	請求書（中間前金払） （単年度契約の場合）	契約書第35条	該当する場合のみ提出する。
13		様式46	請求書（中間前金払） （債務負担行為の場合）	契約書第35条	該当する場合のみ提出する。
14		-	前金保証証券	契約書第35条	該当する場合のみ提出する。
15	工事施工中	様式2-②-1	現場代理人等変更通知書	契約書第10条	該当する場合のみ提出する。
16		様式2-③-1	主任（監理）技術者 変更届出書	契約書第10条	該当する場合のみ提出する。
17		様式6	緊急連絡先通知書		【協議対象】緊急連絡の体制を施工計画書に記載することで省略できる。
18		様式6-1	緊急連絡先変更通知書		【協議対象】緊急連絡の体制を施工計画書に記載することで省略できる。
19		様式7	事故発生報告書	一般仕様書	監督職員から作成指示後、速やかに提出する。
20		様式7-2	災害・事故速報	一般仕様書	災害・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告する。
21		様式7-3	警戒準備体制・警戒体制状況		
22		様式9	下請負者通知書	契約書第7条	発注者が提出を求めた場合のみ提出する。 【協議対象】施工体制台帳を提出することで省略できる。
23		様式10 様式10-2	主要機器材料 製作者通知書	一般仕様書	【協議対象】主要資・機材発注先を施工計画書または機器承諾函に記載することで省略できる。
24		様式12	建築材料等建築設備機材等 同等品申請書	一般仕様書	同等品を使用する場合のみ提出する。
25		-	施工計画書	一般仕様書	【協議対象】工種別の施工計画書は、各工種の工事が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成し提出できる。
26		様式13	実施工程表	一般仕様書	
27		様式15	工事打合簿	一般仕様書	
28		様式16	設計変更協議用打合せ簿	一般仕様書	
29		様式25-1	工事予定・履行報告書	契約書第11条	工事予定の提出は、前月25日まで。 履行報告、工事予定（修正）の提出は、毎週木曜日まで。
30		様式-18	施工設計図書 承諾申請書	一般仕様書	
31		様式-19	機器設計製作図書 承諾申請書	一般仕様書	
32		様式22-2	機器材料搬入報告書	一般仕様書	【協議対象】工事写真を提出する、工事打合せ簿に記載する、納品書のコピーを提出する等で省略できる。
33	様式23-1	製品（工場）検査申請書	契約書第14条	【協議対象】必要な場合は実施日を工事予定・履行報告書に記載することで省略できる。	
34	様式23-3	製品（工場）検査報告書	一般仕様書		

主な工事関係書類一覧表

No	時期	様式	書類名	根拠規定等	備考
35	工事施工中	-	検査試験成績表	一般仕様書	
36		-	火災保険等契約書写	契約書第57条	証券等の写し、保険会社の証明等を提出する。
37		-	建設業退職金共済制度掛金収納書写	現場説明書	
38		様式24	工期延長請求書	契約書第22条	該当する場合のみ提出する。
39		(参考様式)	休日等の工事施工届	一般仕様書	当該作業がある場合のみ提出する。 【協議対象】作業日時その他必要事項を実施工程表、工事予定・履行報告書、工事打合せ簿等に記載することで省略できる。
40		(参考様式)	発生物件(現場発生品)等調査書	一般仕様書	
41		(参考様式)	発生物件(現場発生品)等調査書	一般仕様書	
42		-	施工体制台帳等	一般仕様書	写しを提出する。 ※内容の修正があった際には適宜追加提出する。
43		-	施工体系図	一般仕様書	写しを提出する。 ※内容の修正があった際には適宜追加提出する。
44		-	施工図	一般仕様書	
45		-	機器承諾図	一般仕様書	
46		-	工事写真	一般仕様書	
47		-	材料の品質等を証明する資料	一般仕様書	【協議対象】設計図書でJIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種(杭、塗装、防水、吹きつけ等)以外は、搬入時の工事写真を提出する等で省略できる。
48		契約変更	様式1-②	工事工程表(変更)	契約書第3条
49	既済部分検査	様式27	既済部分確認請求書	契約書第38条	
50		様式39	既済部分検査内訳書	契約書第38条	
51		様式33	請求書(部分払)	契約書第38条	
52	工事指定部分時	様式29	工事指定部分完成通知書	契約書第39条	該当する場合のみ提出する。
53		様式41	工事指定部分完成内訳書	契約書第39条	該当する場合のみ提出する。
54		様式34	請求書(指定部分払)	契約書第39条	該当する場合のみ提出する。
55		様式37	工事指定部分引渡書	契約書第32条	該当する場合のみ提出する。
56	工事完成時	様式30	工事完成通知書	契約書第32条	
57		様式35	請求書(完成払)	契約書第33条	
58		様式38	引渡書	契約書第32条	
59		様式43	地元企業採用率報告書	入札説明書	該当する場合のみ提出する。
60		様式43-1	元請負者及び一次下請負者請負代金額一覧	入札説明書	該当する場合のみ提出する。
61		様式44	総合評価項目履行確認総括表	入札説明書	該当する場合のみ提出する。
62		様式45	現場閉所報告書	入札説明書	該当する場合のみ提出する。
63		-	工事完成図書等	一般仕様書	
64	その他	-	保証書に係る受領証書	契約書第7条	

注. 1) 工事書類の作成については、一般社団法人 公共建築協会「公共建築工事標準仕様書に基づく 建築工事の施工管理(施工計画書作成要領) 令和5年版」、「公共建築工事標準仕様書に基づく 建築機械設備工事の施工管理(施工計画書作成要領) 令和5年版」、「公共建築工事標準仕様書に基づく 建築電気設備工事の施工管理(施工計画書作成要領) 令和5年版」を参考とする。

## 別紙 7 主な官公署への申請手続き一覧表



■主な官公署への申請手続き一覧表

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令	
共通関係	管理施設等の道路使用等	道路占有許可申請	事業団 (受注者代行)	道路管理者	着工前	目的、場所、期間、構造、方法、時期、復旧方法	道路法 32条 地方条例
		道路使用許可申請	"	警察署長	"	目的、場所、期間、方法	道交法 77条
		支障移転請求	委託団体	供給会社等	着工 30 日前まで		
		工事負担金	発注図書による	"	"		
建築関係	建築物・工作物	計画通知[確認申請] (建築物、工作物) (省エネ計画)	事業団 (設計担当課)	建築主事	着工前	昇降機及び昇降機以外の電気・機械設備を含む。工作物は、建基令 138 条に指定されたもの 建築物省エネ法 12 条によるもの	建基法 18[6]条 省エネ法 11条
		建築工事届 建築物除却届	"	都道府県知事	"	10 m <sup>2</sup> を超える場合	建基法 15条
		省エネ措置の届出	"	都道府県知事等	着工 21 日前まで	エネルギーの効率的利用のための措置(外壁・窓等から熱損失防止等)	省エネ法 75条 " 75条の2
		建設リサイクル法対象建設工事通知 (対象建設工事届)	事業団 (受注者代行)	都道府県知事	着工前 (着工 7 日前まで)	特定建設資材の種類、着工の時期・工程の概要等	建設リサイクル法 11[10]条
		建設工事計画届	"	労働基準監督署長	工事開始 14 日前まで	高さ 31mを超える建築物等の建設、解体等	安衛法 88条 3 安衛則 90条
		工事完了通知 [工事完了届]	事業団 (工事監理担当課)	建築主事	完了した日から 4 日以内		基法 18[7]条
		特定建築物届	事業団 (受注者代行)	都道府県知事	使用開始後 1 箇月以内	場所、用途、延べ面積、構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者名その他	建築物衛生法 5条 (注)建築物衛生法施行令第 1 条に該当する建物
給水設備関係	上水道 (給水装置)	水道工事申込書兼施工承認申請	委託団体 (受注者代行)	水道事業管理者	着工前	案内図、配置図、配管図添付の上承認を受ける。(上水道-給水装置)	地方給水条例
		工事完了届	"	"	完了前	工事完成図添付	"
		指定水道工事店設計審査申込	"	"	着工前	指定された者が施工審査を受ける。	"
		指定水道工事店工事検査申込	"	"	完了前	工事竣工後工事検査を受ける。	"
		給水申込	"	"	使用前	申込後量水器取付	"
	専用水道	専用水道確認申請	委託団体 (受注者代行)	(国)厚生労働大臣(その他) 都道府県知事	着工前	給水量、水源の種類、地点、水質試験、施設の概要等、	水道法 50[33]条 水道則 21条
		給水開始前の届	委託団体 (受注者代行)	厚生労働大臣	使用前	水質検査、施設検査	水道法 50[13]条 水道則 10、11条
	高架水槽 高さ8m超過	計画通知[確認申請] 工作物	事業団 (設計担当課)	建築主事	着工前	配置図、平面図、構造図、断面図添付	建基法 88条 (18[6]条)
		工事完了届	"	"	完了した日から 4 日以内	検査を受けて検査済証受領	建基法 18[7]条 建基令 138条
排水設備関係	公共下水道に下水排出	排水設備計画届	委託団体 (受注者代行)	下水道事業管理者	着工前	工事調書、案内図、配置図添付、排水設備技術者選任	地方下水道条例
		工事完了届 (除外施設)	"	"	完了後 5 日以内	検査を受け検査証受領	"
		使用開始(変更)届	"	"	使用前	新設開始、休止施設の再使用	"

工事区分		申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令
排水設備関係	河川に 50m <sup>3</sup> /日以上の 汚水排出	汚水排出届	委託団体 (受注者代行)	河川管理者	使用前	汚水の水質、量、処理方法、排出方法	河川法 16条の5
		建築物用地下水採取 許可申請  地下水採取届	委託団体 (受注者代行)  "	都道府県知事 (指定都市の長)  "	着工前  指定地区と なった日から 1ヵ月以内	揚水設備の配置、構造図添付  使用している地下水、揚水 設備の用途、構造、場所	地下水法 5[4]条  地下水法 6条 地下水則 4条
浄化槽関係		計画通知[確認申請]	事業団 (設計担当課)	建築主事	着工前	見取図、形状、構造図、大き さ	建基法 18[6]条
		浄化槽設置届	事業団 (受注者代行)	都道府県知事、 保健所の設置す る市にあっては市 長	着工 21 日前 まで(型式は 10 日前まで)	見取図、形状、構造図、大き さ  "	浄化槽法 5条 (既設建物に新たに浄 化槽を設置する場合)
		工事完了届 計画通知[確認申請] に基づく	事業団 (工事監理担 当課)	建築主事	完成した日 から 4 日以 内	検査を受け検査済証受領	建基法 18[7]条 ※注 施工中に中間 検査が行なわれること もある
消火設備関係		防火対象物使用開始届	委託団体 (受注者代行)	消防長 (市長村長、消防 署長)	使用前	設計書、計算書、系統図、 平面図等を添付	地方火災予条例
		工事整備対象設備等着 工届	"	消防長又は消防 署長	着工 10 日前 まで	設計書、系統図、仕様書添 付	消防法 17条の14 消防則 33条の18 ※注 消防設備士が 届出
		消防用設備等設置届	"	"	完了した日 から4日以内	消防用設備等に関する図書 及び同試験結果報告書添 付	消防則 31条の3
ガス設備関係	都市ガス	ガス工事申込	委託団体 (受注者代行)	供給会社	着工前	設計図、建物平面図	ガス法 17条 供給規程
		液化石油ガス貯蔵又は 取扱いの開始届 (300 kg以上の貯蔵の場 合)	委託団体 (受注者代行)	消防長又は消防 署長	着工前	取扱数量、位置、構造、消 防設備の概要	消防法 9条の2 危険令 1条の10
	液化石油ガス	特定高圧ガス消費者の 消費の届出 (3,000kg以上)  液化石油ガス設備工事 届(床面積 1000 m <sup>2</sup> 以上 の事務所等)	"  "	都道府県知事  "	消費開始 20 日前まで  完了時	位置、構造、設備、消費の 方法  液ガス則 86~88条	高ガス法 24条の2 液ガス法 38条の3
冷凍設備関係	一日の冷凍能力 フルオロカーボン 50トン以上、 その他のガス 20トン以上	高圧ガス製造許可申請	委託団体 (受注者代行)	都道府県知事	製造開始の 20 日前まで	ガスの種類、製造計画書添 付	高ガス法 5条 冷凍則 3条
		製造施設完成検査申請	"	"	完成時	検査を受け検査済証受領	高ガス法 20条 冷凍則 21条
		高圧ガス製造開始届	"	"	製造開始時		高ガス法 21条 冷凍則 29条 ※注 高ガス法 5-1- 2 で定める値を高ガ ス令 3 で規定

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令	
冷凍設備関係	高圧ガス製造届	委託団体 (受注者代行)	都道府県知事	製造開始の 20日前まで	ガスの種類、製造施設明細 添付	高ガス法 5条 冷凍則 4条	
						一日の冷凍能力、フルオロカーボン 20トン以上50トン未満 その他のガス3トン以上20トン未満	
ボイラー及び第一種圧力容器設備関係	新設 構造検査申請	製造者	都道府県労働局 長	製造後	検査を受け刻印及び明細書 に検査済印を受ける	安衛法 38条 ボイラー則 5条 " 51条 (第一種圧力容器) ※注 現場組立ての ボイラーにあっては 設置完了後に構造検 査を受ける。	
						小型ボイラー 設置報告	受注者
火を使用する設備関係	ボイラー(小型以下) 熱風炉・炉・かまど 火を使用する設備等の 設置届	委託団体 (受注者代行)	消防長、(市町村 長、消防署長)	着工7日前 まで	設備概要、配置図	消防法 9条 地方火災予防条例	
						危険物の製造所・貯蔵所・取扱所関係	指定数量の30 倍超過等
指定数量以上	危険物設置許可申請 (製造所、貯蔵所、取扱 所)	委託団体 (受注者代行)	都道府県知事又 は市町村長	着工前	製造所等の構造、設備図面 添付		
	水張、水圧検査申請	製造者	"	施工中	容器に配管、付属品を取り 付ける前に申請		危険令 8条の2の2
の指定数量 1/3以上	完成検査申請	委託団体 (受注者代行)	"	完成時	検査を受け検査済証受領		危険令 8条
	少量危険物の貯蔵の取 扱届出	委託団体 (受注者代行)	消防署長	完成時	品名、数量等	地方火災予防条例	
ばい煙関係	ばい煙発生施設設置届	委託団体 (受注者代行)	都道府県知事又 は市長村長	着工60日前 まで	ばい煙発生施設の種類の、構 造、使用方法、処理方法	大気法 6条 大気法 10条 大気法 31条 大気令 13条 地方 条例	

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令	
騒音・振動関係	指定地域内に特定建設を伴う建設工事を施工する場合	特定建設作業実施届 (騒音・振動)	委託団体 (受注者代行)	市町村長	作業開始 7 日前まで	特定建設作業の場所、期間、騒音・振動防止の方法等	騒音法 14 条 振動則 14 条
	指定区域内に特定施設を設置する場合	特定施設設置届 (騒音・振動)  特定施設使用届 (騒音)	委託団体 (受注者代行)  所有者	市町村長  "	着工 30 日前 まで  特定施設となつた日から 30 日以内	特定施設の種類の数、騒音・振動防止方法、配置図等  特定施設の種類の数、騒音防止方法、配置図等	騒音法 6 条 振動法 6 条 地方 条 例  騒音法 7 条 ※注 指定地域となつた場合の既存施設
昇降機	計画通知書(確認申請) ・設置届 ・廃止届 ・完了届	事業団 (受注者代行)	建築主事	着工前 廃止前 完了時	建築配置図 昇降機据付平面図	建基法 18[6] 条 建基則 1 条	
電気設備関係	電力	保安規程届	委託団体 (設置者)	産業保安監督部	着工前		電事法 42 条
		主任技術者選任又は解任届出	"	"	"		電事法 43 条
		受電届	"	"	受電開始の 30 日前まで	最大電力 3,000kw以上の需要設備	電気使用制限等規則 9 条
		工事計画届出	"	"	着工 30 日前 まで	受電電圧 10kV 以上の需要設備	電事法 48 条
		使用前安全管理審査申請	委託団体 (受注者代行)	"	使用前自主 検査後 30 日 以内	受電電圧 10kV 以上の需要設備	電事法 51 条
		自家用電気工作物使用開始届	"	"	延滞なく	譲受け又は借り受けた場合	電事法 53 条
		自家用電気使用申込	"	電気事業者	着工前		電気供給約款 電気需給約款
		電気需給契約	"	"	供給承諾時		"
		自家用電気工作物落成予定通知	"	"	落成予定確 定時		"
		自主検査成績書	"	"	送電前		"
電灯・動力使用申込	"	"	着工前		"		
通信	加入申込	委託団体 (受注者代行)	電気通信事業者	利用意思確 定次第		電話サービス契約約 款 12 条 (NTTの場合)	
	専用申込	"	"	"		専用サービス契約約 款 11 条 (NTTの場合)	
	自営端末設備の接続請求	"	"	完成前		電話サービス契約約 款 別記 16 専用サービス契約約 款 別記 7 (NTTの場合)	

工事区分	申請・届出の名称	提出者	提出先	提出時期	摘要	法令	
電気設備関係	航空障害	航空障害灯(及び昼間障害標識)設置免除の申請	委託団体	航空局	着工前(4週間前まで)		航空法 51条 (及び施行規則 132条の2)
		航空障害灯(及び昼間障害標識)の設置届	"	"	工事完成時	60m以上の高さの物件を設置するとき	航空法 51条 (及び51条の2) (及び施行規則 238条)
	電波	高層建築物等予定工事届	委託団体(設置者)	総合通信局	着工前	伝搬障害防止区域に31mを超える建築を行うとき	電波法 102条の3
		高層建築物等工事計画届	"	"	伝搬障害防止区域に指定されたとき	(建築中の場合)	"
		一般放送の業務登録申請及び業務開始届	委託団体(受注者代行)	総合通信局	(登録)業務開始前(1.5箇月以上前)、(開始)業務開始前	引込端子数が501以上等の有線テレビ所運施設の場合	放送法 126条 129条
		一般放送の設備設置届及び業務開始届	"	"	着工前(2週間前まで)及び業務開始前	引込端子数が51から500までの有線テレビジョン施設の場合	有線法 3条 放送法 133条
		有線電気通信設備設置届	"	"	着工前(2週間前まで)	引込端子数が50端子までの有線テレビジョン施設の場合	有線法 3条
		電柱共架申請書	"	電柱所有者(電気、電気通信事業者)	着工前	電柱番号、電柱所在地、共架設備内容等	
	同時再放送同意書	"	放送局	着工前	アンテナの設置場所、加入者数、業務区域		
	消防	工事整備対象設備等着工届出	委託団体(受注者代行)	消防長又は消防署長	着工10日前まで	自動火災報知設備 ガス漏れ警報設備等	消防法 17条の14 ※注 甲種消防設備士が届出 消防則 33条の18
		消防用設備等(特殊消防用設備等)設置計画届出	"	消防長(市長村長、消防署長)	着工10日前まで	非常警報設備、誘導灯、非常コンセント、無線通信補助設備等	火災予防条例
		電気設備配置届	"	"	設置工事開始7日前まで	変電設備(200kw以上)内燃機関による発電設備、蓄電設備(4,800Ah・セル以上)等	火災予防条例
		燃料電池発電設備届出	"	"	設置工事開始7日前まで		火災予防条例
		消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届	"	"	工事完了後4日以内	消防用設備等に関する図書および同試験結果報告書添付	消防法 17条の3の2

注1) 本表は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事監理指針上巻、電気設備工事監理指針及び機械設備工事監理指針(令和4年版)に記載された「主な官公署への手続き一覧表」を基に、内容を日本下水道事業団用に再編集したものである。

注2) 各申請手続きは各工事ごとに必ず確認すること。一覧表は参考資料です。

---

建築・建築設備工事一般仕様書

令和6年4月

編著・発行 日本下水道事業団 事業統括部

東京都文京区湯島 2-31-27

湯島台ビル

---

－不許複製・禁転載－

本図書を無断で複写複製・転載することは、  
著作権法上の例外を除き、禁じられています。